

平成 29 年

第 7 回 飯館村議会定例会会議録

自 平成 29 年 6 月 9 日  
至 平成 29 年 6 月 15 日

飯 館 村 議 会

平成29年第7回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期7日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 9	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 10	土	休 会		議案調査
第3日	6. 11	日	休 会		議案調査
第4日	6. 12	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第5日	6. 13	火	休 会		議案調査
第6日	6. 14	水	休 会		議案調査
第7日	6. 15	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成29年6月9日

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成29年6月9日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成29年6月9日 午前10時00分				
	閉議	平成29年6月9日 午前11時37分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	7番 伊東 利		9番 飯樋 善二郎		1番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 松本義之	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会长	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年6月9日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

(

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

初めに、6月2日に開催されました福島県町村議會議長会定期総会において、多年にわたり地域の振興発展に寄与された功績により、伊東 利議員が自治功労者として表彰されました。

次に、本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件6件、条例案件4件、その他案件3件、計13件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配布の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況ですが、5月24日から5月26日まで、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が合同行政調査のため、農事組合法人はなどの経営理念、同法人経営直売所社の穂倉の運営状況についてと、鹿児島県立楠隼中学校・高等学校の教育理念と学校施設について、宮崎県高原町及び鹿児島県肝付町を訪問調査しております。

次に、6月6日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてはお手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

（伊東 利君より「自治功労者」の授賞のあいさつあり）

### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって7番 伊東 利君、9番 飯樋善二郎君、1番 相良 弘君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月15日までの7日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの7日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第58号から議案第70号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成29年第7回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたび伊東 利議員におかれましては、福島県町村議會議長会長より自治功労者として栄誉ある表彰を受けられました。村民を代表して心よりお祝いを申し上げますとともに、これまでの村政に対するご協力に感謝をし、今後ますますのご活躍をご期待を申し上げます。まことにおめでとうございます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして3月定例議会以降の村政の主な動きをご報告をさせていただきます。

初めに、いいひでむら おかえりなさい式典であります。

帰還困難区域の長泥を除く19行政区の避難指示解除に伴いまして、去る3月31日、交流センターふれ愛館で多くの村民や来賓、関係者など約300人の出席のもと、盛大におかれりなさい式典を開催をさせていただきました。

当日は、「いいひで村に陽はまた昇る」宣言や、小学生による歌「ときよめぐれ（までのロンド）」、さとう宗幸さんのミニコンサート、そして、「ふるさと4番」を会場全体で合唱するなど、まさに村民の心が一つになったすばらしいイベントになったところであります。

今回のイベントの趣旨は、村の復興に向けた新たなスタートを切りたいということと、これまで多くの皆様方からいただいた心温まるご支援に感謝の意を表することでしたので、その目的が達成されたものと評価をしているところであります。

次に、飯野支所の閉所時期です。

のことについては、かねてから時期について検討していたところでありますが、今回、帰還困難区域を除き、避難指示が解除されたこと、役場機能のほとんどが昨年7月に本庁に戻ったこと、また、飯野支所の建物については、福島市からお借りをしており、飯野町と福島市の合併の際の話し合いでエレベーター設置ほか庁舎改修の約束などもあること

から、いつまでもお借りするというわけにはいかず、これらの理由で来年の3月31日をもって閉所することとしたところでございます。

村民の皆様には何かとご不便をおかけすることとはなりますが、職員一同村民への行政サービス向上に向け、さらに取り組んでまいりますので、何とぞご理解をお願いするものでございます。

次に、方部別住民懇談会でございます。

4月12日から4月20日にかけて、国と村の共催ということで、県内4カ所で懇談会を開いたところであります。3月末をもって帰還困難区域を除き避難指示解除されたことによって、帰村を希望する村民に対して買い物や在宅介護サービスなどの生活インフラへの今後の対応というものをご説明をさせていただいたり、営農や商工業の再開のための支援事業のこと、あるいは学校の再開に向けた施設の整備などについて説明をさせていただいて、その後、質疑や意見交換を行ったところでございます。

村民からは、ホットスポットに対する除染の徹底をしてくれ、水田の暗渠・客土・用排水路の整備は、野焼きは、イノシシ・猿の捕獲対策は、フレコンバッグの早期搬出や在宅介護サービスの再開、いいかてホーム介護員の確保などなど、生活に密着した質問が多く出されたということでありまして、随分、以前とは違った形になってきたなというふうに思っております。

これら当面する課題の早期実現に向け、今まで国・県等関係機関に要望してきたところですが、引き続き村議会とも一緒になって強く要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、きこり宿泊開始であります。

国の全面補助を受けまして改修を行っている関係で、当面、村民のみの利用という厳しい条件が付されておったわけでありますが、これから村づくりは交流人口の増が必要でありますので、過般、吉野復興大臣が就任の挨拶に来た折に、村外者の利用についても可能となるよう強く要望したところでございます。その後、事務方に大臣の指示があり、現在、事務レベルで実現に向けた詰めを行っているところでございます。

次に、長泥地区の役員との懇談会をさせていただきました。

帰還困難区域の取り扱いについては、昨年、与党提案について長泥地区の住民に説明したところでございます。その後、国としては、困難区域の取り扱いに関する法案が盛り込まれている福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が今国会に提出された関係で、国会が通過するまではなかなか村には説明できないという話でありましたが、長泥地区の役員からは再三にわたって国からの説明を求められたということもありましたので、去る5月14日に国、県、村、村議会が同席をいたしまして、長泥地区役員との意見交換を開催したところでございます。

地元役員からは、従来から長泥地区以外で実施された除染とか建物の解体、片づけごみの搬出などについて、同様の扱いをするようにずっと要望があったところがありました。私としては、以前から地元住民に対し、帰還困難区域に対する國の方針が全ての除染や建物の解体などはできないという方針であり、いつまでも同様の要望をしていては一步も前

に進むことはできない旨の説明をしてきたところでございます。

今回、私から再度地元役員にその説明をしたところ、おおむねありますが、理解していただけたというふうに思っておりまして、今後、国に対し、ミニ拠点整備をどうしていくかなどなど、地元復興・再生に必要に課題を整理をし、村、村議会、地元住民とも十分協議しながら復興整備計画を早期に策定し適切に対応していかなければならないというふうに思っていますが、まだまだ地元住民との話し合いはこれからも続くものというふうに思っております。

では、各課の報告でございますが、まず、総務課関係であります。

初めに、役場組織の改革についてですが、農業施設の復旧・復興を進めるために、4月1日付で建設課の中に農林土木係をつくらせていただきました。農業基盤整備事業の担当として土木係より分離独立させ、用排水路整備、暗渠整備等の村民のご要望に速やかに対応していくということのためでございます。

次に、福島大学との新たな協定の締結であります。以前、ビレッジハウス内に福島大学の出張所を設けて、相互に成果の上がる、そういう協定を結んでいたところであります。今般、この協定を見直しまして、役場に隣接しておりますまでいな家を学生の拠点の一つとして提供し、震災後の村の復興をテーマに学生が村内でさまざまな活動の機会にできるようにし、村もその研究成果を参考とする新たな協定を結ぶということで、4月5日に調印式を行いました。今後の成果に大きな期待を寄せているところであります。

次に、4月12日でありますが、内堀知事が役場を訪問されております。村からは復興に向けての各種要望を伝えるとともに、若手職員と文字どおり膝を交えてのお話を聞いていただきました。後ほど電話で大変立派なほかの自治体よりもしっかりした職員が育っているねというお話をいただいているところであります。

次に、新生飯館村のシンボルとなる村の公式キャラクター「イイタネちゃん」を制定いたしました。これは電通から提案をいただき、以前、小学生のみらい議会の中で、飯館村にもいわゆるキャラクターをつくったらしいだろうということがありましたので、今回、小学生、中学生などの人気投票なども参考にしながら、4月20日に開催された選考委員会で「イイタネちゃん」ということで決定をしたところであります。

今後、道の駅の開所式を皮切りに村のPRに活用してまいりたいというふうに思っております。これは先ほども言いましたように、みらい議会で出た意見を実現させた第1号ということになります。

次に、4月23日に消防団春季検閲式を開催をしております。今回は、4年ぶりに村内の開催ということで、団員は真新しい活動服に身を包み、機敏に点検を受けていたところでございます。帰村に伴う防火、防災については、当面する課題の一つであり、消防体制のあり方について早期に対策を講じてまいらなければならないなと思っておるところであります。

次に、福島市と近接する市町村の首長が相互に協力関係を結ぶ福島圏域首長懇話会が5月19日に開催されまして、初めての合意文書となる「災害時における相互応援に関する協定」を結んだところであります。この内容は、管内で火山の噴火などの大規模災害が発生

した際に、近隣市町村が協力して被災者の支援に当たるという、限定つきではありますが、協定を結んだところであります。本村としても、近隣市町村に多大なるご支援をいただいているわけでありますので、できることは積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、6月5日にいいたて村の道の駅までい館の道の駅登録証の授与式が開催されました。国土交通省より県内では31番目の道の駅ということで正式に登録されました。8月の開所に向け、鋭意、施設の整備と運営に当たっての課題など、今、詰めの作業を行っているところでございます。

次に、住民課関係であります。

浄化槽の整備ですが、今年度、60基の予定数の中で、6月1日現在、12件の申請があり、新築家屋は、このうち、9件ということでございます。

次に、「おかえりなさい補助金」ですが、6月1日までに93件の申請があり、うち、74件、1,480万円が支払い済みでありますし、昨日でしたか、ちょうど100件ということで、私のほうから「おかえりなさい補助金」の目録を渡させていただいたところであります。

次に、春の不法投棄回収の実績は7トンで、秋に比べて約100トン減少しました。今後も村民の帰還に向けた環境整備に努めてまいりたいというふうに思っています。

次に、税関係でありますが、当然、課税通知書は発送しておりますが、個人所有の家屋や土地の固定資産税、使用していないトラクターなどの軽自動車税は減免ということになります。

また、昨年より税の村外徴収を実施しております。滞納繰越分に係る普通税の収納率でございますが、前年度より16.6ポイント高い90.0%、国民健康保険税の収納率は、前年度より20.4ポイント高い76.3%、広域農業開発事業負担金の収納率は、前年より79.3ポイント高い79.4%に、ちょっとだけありますが、改善したところであります。

なお、避難指示解除を受けて、家屋の新築や増築、リフォームが増加しておりますので、今年度も家屋評価を実施してまいりたいというふうに思っております。

飯野支所の件であります。

村民の避難状況といいますか、帰還状況であります。6月1日現在、村に帰還した方は、149世帯で333人、震災後転入した方が20人、未避難者といいたてホームの入所者を合わせますと、現在、村内には204世帯で397人の方が住んでいられるという状況でございます。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外が24都道府県に避難する方が317人と、500人あたりからずっと下がってきております。県内の31市町村に避難されている方というのは、一番が福島市の3,373人、次いで伊達市に482人、川俣町に450人、南相馬市に381人、相馬市に319人ということになっておりまして、合わせて5,282人が県内にということになります。

健康福祉課であります。

総合健診、5月10日から行っておりまして、16歳以上を対象に、仮設住宅などを会場に実施をしてきたところでございますが、避難指示解除を受け、村のいちばん館で2日間実

施をしましたが、そのときに504人の村民が受診されました。同時に、内部被ばく検査もしていただきましたし、多くの村民が受検をしました。また、健診とあわせ、県立医科大学の協力を得て、よろず健康相談も例年どおり実施をしてきたところであります。

総合健診受診者は、結果的には1,280人ありました。未受診者は、これから電話とか家庭訪問などで年1回の受診を勧めて、村民の健康管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、5月20日ですが、松塚地区の高橋スギノさんに、知事より100歳の賀寿が贈呈されました。村からはお祝い金と記念樹を贈ったところでございます。

なお、スギノさんが、村では18番目の100歳到達者となったところでございます。

次に、帰村された高齢者の皆様が村内で元気に過ごすための事業として、国との調整が今回まとまりました。サポートセンター運営委託事業ということで、今議会に補正予算を計上しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

これは、現在、松川第1仮設にあるサポートセンター「あづまっぺ」と同様の取り組みを村内で行つていただきたいということです。いいたてクリニックの一部を利用し、村の社会福祉協議会にとりあえず2年ぐらい委託をして開所していただきたいというふうに考へているところであります。

次に、復興対策課でありますが、農政関係。避難指示により作付はできなくなつてから6年ぶりに須賀、二枚橋、松塚、八和木、佐須地区の約8.1ヘクタールの圃場に田植えが行われました。このうち、須賀、二枚橋、松塚では、「里山のつぶ」「天のつぶ」「こがねもち」の鉄粉コーティングもみの直播を実施し、八和木、佐須地区では、「ひとめぼれ」「こがねもち」などの移植による田植えが行われたということでございます。

次に、原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3の補助事業であります。これに陽はまた昇る基金で5%上積みというこの事業でありますが、鋭意進めてきましたが、5月末までに24件の農家に対し、営農再開に必要なトラクター、田植え機、パイプハウスなどの導入を図つております。引き続き、約30件について今事業を進めていくということにしているところでございます。

次に、販売を目的としながら農業者を支援する農による生きがい再生支援事業については、つまり、5月末までに野菜とかソバ、花の作付希望者49件から申請が上がつてきています。これらの方々に対しては、事業の交付決定と並行して、福島県営農再開支援事業のメニューを活用して福島市から搬入した良質な堆肥やイノシシ・猿被害防止策の電気牧柵などを随時作付地まで届けております。

これらの取り組みと並行して、国や県による八和木での小菊の栽培実証、松塚地区での水田放牧実証、深谷地区でのインゲンの栽培実証、前田地区での除草ロボット実証などが順次実施されているところであります。

なお、生きがい再生支援事業は、50件の予算計上でありますので、大体50件に達しておりますので、また補正をさせていただくことが大切だというふうに思っております。大変、皆さん方から要望が多いということでございます。

次に、4月末に中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、福島県

営農再開支援事業の代表者を対象に農地などの維持管理に係る説明会を開催しております。つまり、農業復興組合ですが、本年度中に19地区で設立が完了する予定でございます。

次に、里山再生モデル事業ですが、今後、村民の森あいの沢周辺で除染や森林整備などが進められることになっております。

また、今年度初めて取り組む森林山村多面的機能発揮対策事業については、現在、ふくしま森林・山村多面的機能発揮対策協議会に事業申請を行っておりまして、事業採択があり次第、村民の森あいの沢周辺で村民による下刈り作業などの景観維持活動をモデル的に実施していきたいというふうに思っております。

除染関係です。

昨年まで同意をいただいた宅地、農地、森林、道路等の面的除染については、一応、事業は完了しております、今年度に繰り越しとなった農地の地力回復工事は、対象面積の30%程度が現在完了しています。10月末までには作業を完了したいという予定でございます。

また、除染同意については、今年度になってから1名のみ同意をいただいている。未同意者はあと5名ということで、早期の未同意者解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

飯館村除染検証委員会ですが、本年2月8日に立ち上げ、5月末までに4回ほど開催しました。6月中には除染の効果などについての報告をいただく予定になっております。

次に、片づけごみの回収ですが、これまで3年間、小宮などでやってきていただいたところでありますが、昨年度に引き続き、本年度も実施するということで、蕨平のほうから、4月中旬から受付・回収が開始されているところでございます。

なお、この片づけごみの回収というのは、環境省から、今まで3年間やっておりますので、本年度が最終年と言われておりますので、今後、村民にその旨のことをお知らせなどをして周知を図ってまいらなければならないなど、このように思っているところであります。

商工労政関係であります。

きこりですが、平成28年3月に再オープンしたイオラなどの入浴施設については、3月末までに6,136人の利用がありました。なお、5月末までの宿泊者数は159人となっております。

次に、東京電力の賠償による飲料水安全確保対策事業ですが、井戸の掘削等の平成28年度の実績は54件で、本年度は5月末までに9件の補助申請があり、順次、事業を進めております。

次に、中小・小規模事業者への事業再建支援の原子力被災業者事業再開等支援事業、いわゆる4分の3の補助事業に5%の村が上積みということですが、これまで5月末までに25件の申請がありまして、村からも先ほどの補助を出して支援をしているところであります。

建設関係ですが、まず、昇口舗装です。全体644件が申請あったわけですが、28年度までに255件が実施済となっております。今年度は繰り越しを含めて計画199件中、完

了が49件、発注済80件、測量立ち会い済32件となっております。残りの箇所については、現在、測量立ち会いの準備をしている状況で、全体としては進みぐあい47%ということで、まだまだこれからでございます。

次に、前田八和木、比曽、長泥、蕨平、4行政区の飲料水安全確保対策交付金事業であります。つまり、ほかのは東京電力での井戸掘り、この地区については国の補助事業についての井戸掘りということであります。要望件数は88件中、昨年度までに43件が実施済でありますし、今年度実施予定の45件中、11件が発注済、残りの34件については、帰還困難区域の長泥地区11件を除き、随時立ち会いを進めて今年度中に完了する見込みでございます。

次に、村営住宅ですが、大谷地団地の災害公営住宅2期工事8戸については、6月末に工事が完了する見込みですので、7月から順次、入居を開始していきたいと思っています。屋外整備と集会所については、現在、交付金の申請中で、9月発注あたりかなとこんなふうに考えております。

飯槌地区の桶地内住宅についても、実施設計中で、今年度中に工事に着手したいという計画でいるところであります。

次に、環境省による被災家屋解体ですが、戸数として1,366戸から申請がありまして、昨年度までに599戸が完了し、今年度予定の532件の工事は発注済であります。全体の進みぐあいは約44%であります。

次に、災害関係ですが、平成23年3月、東日本大震災による、ため池6カ所、農業集落排水草野地区2工区と飯槌地区の管路等災害の査定を7月中旬に予定しているところであります。また、各行政区の新たな被災箇所が確認されたため、加速化交付金などの事業で復旧したいと考えております。なお、未調査の地区もあるため、被害の総数把握に今努めているところであります。

村道の草刈りについては、年2回計画しております、1回目はお盆前までに完了したいと思っております。

次に、教育関係であります。

学校等再開整備事業でありますが、福島再生加速化交付金事業を活用をいたしまして、中学校の校舎と体育館の改修工事及び小学生用体育館、給食センター、認定こども園、屋内プール新築工事が着工しました。5月15日に安全祈願祭を開催したところでございます。

学校再開は、村復興の最重点課題でございますので、平成30年4月の開校に向けて着実な進捗に努めてまいりたいと思っております。あわせて、教育内容の充実に向け取り組んでまいりたいと思っております。

次に、平成29年5月末の児童・生徒数でありますが、村の幼・小・中学校に通う児童・生徒の数であります。幼稚園が本来ですと158人中、24名、小学校が289名中、51名、中学校が193名中、64名ということで、震災がなかった場合の人数が、あの当時でありますが、640名に対し、現在139名、21.7%ということになります。昨年度から94名が減少しているということであります。

次に、5月20日に、仮設校舎で最後となる小学校の運動会を中学校グラウンドで行いま

した。少人数ですが、中学生や幼稚園児、保護者らの参加種目もあり、一生懸命応援をしていただきながら、盛会裏に終了したところでございます。

次に、生涯学習関係であります。

3月3日から5日まで、本村小学生8名が奈良市で開かれた東日本大震災復興に寄せるチャリティーコンサートに出演をしてまいりました。村民歌「夢大らかに」や「ふるさと4番」などを3曲披露してきたところであります。

奈良市の子供たちとは一昨年から交流が始まり、今回も昼食と一緒に食べたり、合唱したりと交流を重ねてきました。

子供たちの歌声を通して、村の元気を伝えられる発表になったものと考えているところであります。

次に、ふれ愛館でありますが、4月16日に、千昌夫お帰りなさいコンサートを開催をしました。当日は、350人余りが会場に集まつていただきして、北国の春や星影のワルツなど、なじみ深い歌を楽しんだところでございます。

次に、6月3日に、福島市のあづま球場で開催されました一昨年に続いてのふくしまミュージック花火2017に、村では入場券を600枚を確保させていただいて、高校生以下は無料、一般の方は1,000円という特別優待券として販売し、完売し、当日は離ればなれになつた家族や友人が一緒に迫力ある音楽と花火の共演を楽しんだところでございます。

次に、スポーツ公園整備事業ですが、5月下旬から本格的な工事にとりかかっているところでございます。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要をご説明をさせていただきます。

まず、議案第58号であります。平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）です。

これまでの予算に2億9,675万7,000円を増額いたしまして、総額217億5,985万3,000円としたところであります。

歳出の内容でございますが、総務管理費に1億5,235万1,000円、民生費の社会福祉費に3,027万円、衛生費の水道費に858万9,000円、農林水産業費の農業費に6,425万3,000円、商工費に1,082万7,000円、土木費の道路橋梁費から1,177万7,000円の減でございます。それから、住宅費に505万5,000円、消防費に513万1,000円、教育費の総務費に2,420万7,000円などを計上したところでございます。

歳入は、地方交付税、国・県支出金、繰入金、繰越金などを充てております。

議案第59号は、平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に2億5,387万7,000円を増額いたしまして、総額を14億8,036万8,000円としました。

議案第60号は、平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算総額に2,569万2,000円を増額いたしまして、総額1億4,873万9,000円としたところでございます。

議案第61号は、平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

総額に3万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億7,863万3,000円とし

たところでございます。

議案第62号は、平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算総額に132万1,000円を増額いたしまして、総額を10億87万9,000円といたしました。

議案第63号は、平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算総額に159万5,000円を増額いたしまして、総額を6,867万6,000円といたしました。

議案第64号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、平成29年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を定めるものであります。

議案第65号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する平成29年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めたものでございます。

議案第66号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き、平成29年度の保険料も対象とすることを定めたものであります。

議案第67号は、いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、道の駅の各施設を外部に貸し付ける際の利用料について、施設ごとの金額等を定めたものでございます。

議案第68号は、花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約についてでございます。

5月26日に、6社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株会社さんが落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は7,614万円でございます。

議案第69号は、復興住宅エリア造成工事請負契約についてであります。

5月26日に、6社による指名競争入札を行った結果、横山建設工業株式会社さんが落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は、7,873万2,000円でございます。

議案第70号は、飯館村消防団第1分団機動部ポンプ車の取得についてでございます。

5月26日に、4社による指名競争入札を行った結果、福島消防資材株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は、2,484万円です。

以上が提出いたしました今回の議案の概要でございます。

それでは、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時50分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時37分）

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時37分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月9日

飯館村議會議長

大谷反孝

同

会議録署名議員

伊東利

同

会議録署名議員

飯越善二郎

同

会議録署名議員

相良弘

平成29年6月12日

平成29年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成29年6月12日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日	開議	平成29年6月12日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成29年6月12日 午後 2時29分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	2番	高野 孝一	3番 渡邊 計	4番	菅野 新一	
職務出席者	事務局長	但野 正行	書記 北原 美樹	書記	瀬川 雅幸	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
○ 出席	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山 宏行	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋 賢治	○
	農業委員会会长	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	石井 秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年6月12日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）
- 日程第 3 陳情第2号審査報告

## 会議の経過

### ①開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ②諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月9日、総務文教常任委員会が陳情第2号審査並びに所管事務調査事項協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、さらに合同所管事務調査協議のため両常任委員会合同委員会が開かれております。

次に、4月25日から26日に実施した産業厚生常任委員会所管事務調査、4月28日に実施した総務文教常任委員会所管事務調査、5月24日から26日に実施した両常任委員会合同行政調査の各報告について、議長に報告されております。

以上であります。

### ③日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 高野孝一君、3番 渡邊 計君、4番 菅野新一君を指名します。

### ④日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。4番 菅野新一君。

4番（菅野新一君） おはようございます。平成29年6月、第7回の飯舘村定例議会に当たり一般質問を行うものであります。

今年3月31日をもって帰還困難区域を除き、全村避難指示解除となり、6年という長い年月が過ぎ、大変不自由な避難生活から開放されました。しかし、解除となったとはいっても、いろいろな事情でまだまだ村には戻れないで、多くの村民が仮設住宅や借上住宅などで不自由な避難生活を送っているのも現状であります。

また、少しずつとはいえ、村の復興の兆しが見られるようになりました。しかし、この原子力災害は多くの課題を残し、村の復興と再生には長い長い年月がかかるかと思われます。その課題や問題点を少しずつでも解決できるよう、村民が主体となって、国や県などのお力をかりながら、また支援を受け、私たちみんなで力を合わせ、努力と知恵を出し合い、ゼロ地点に向かって進まなければなりません。

それでは、私からは身近に感じた課題や問題点を2項目、6点に分けて質問をいたします。

まず、大きな1番といたしまして、避難解除後の除染を含めた農地の問題点についてお

伺いするものであります。

1番の1といたしまして、用排水路の除染について今後の所見を伺うものであります。

2番目といたしまして、原状復帰になつてない除染後の今後の農地の対応を伺うものであります。

3つ目といたしまして、除染土砂、用排水路、側溝の除染で上げた土砂ですが、その処理方法を伺うものであります。

4つ目といたしまして、畦畔やのり面などの雑草の処分として、現状では野焼きしかないのでないかと考えるものであります、村の所見を伺うものであります。

大きな2つ目の課題といたしまして、再生可能エネルギーの推進について伺うものであります。

1つ目として、再生可能エネルギーの中で、太陽光発電をさらに推進する必要があると考えるが、その方策等について村の所見を伺うものであります。

2つ目といたしまして、村の75%が森林である。その森林資源の有効利活用と林業をなりわいとする方々のため、バイオマスの熱利用などについて、国や県などの協議状況の方向性について伺うものであります。

以上、2項目、6点について質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 4番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染についての4点は、担当課長のほうからお答えをさせていただいて、私からは再生可能エネルギーの推進についてお答えをさせていただきます。

太陽光発電の推進に対する方策などについてであります、村では、このたびの原子力災害からの復興に当たっては、これまで再生可能エネルギーの代表的な取り組みである太陽光発電施設の整備を3カ所で実施をしてきたところでございます。

1カ所目は、いいじてまでいな太陽光発電株式会社に、村も一枚加わらせていただいて、大火山発電所で発電規模は10メガワットの太陽光でございます。2つ目は、いいじてまでいな復興株式会社、これも村がかかわっていますが、復興拠点エリアの深谷地内に設置した発電所であります、規模は1.5メガワットであります。こちらも平成28年6月から既に売電を始めているところであります。大火山も売電を既に始めております。3カ所目は、関根・松塚地区において村が復興整備計画により農地転用をしまして、株式会社NTTファシリティーズが建設を進める発電所であります、発電規模は23メガワットであります。こちらは今年の9月あたりから売電を開始する予定でございます。いずれも村の貴重な財源や復興に効果が期待されるところでございます。

また、村の事業とは全く別であります、飯館電力株式会社が村内各地で1カ所につき50キロワット以下の小規模発電事業を行っているようでございます。こちらは5月末現在で21カ所で事業を実施中である旨確認しているところでございます。

これまで、太陽光発電につきましては、20年間買い取り価格を保証する固定価格買い取り制度というものができましたので、また、他の事業と比べてリスクが低いということで、さらに被災地においては、収益性の高い土地利用として、ここ数年、大きな伸びを見せてきているところであります。今後の新規参入であります、採算性の面で発電規模を大き

くしないと経営が難しいということ、それから、建設予定地が農地である場合には事業内容によっては、農地転用にかかる関係機関との調整などがなかなか難しく転用まで長い期間を要するというのも現状でございます。

村では、現在、複数の地域において、それぞれ地元住民及び事業所から太陽光発電所の建設を提案とか相談を受けているところでありますが、なかなかそう簡単ではないということでございます。太陽光発電は、上手に活用すれば復興のための財源を生み出すほか、土地の保全にも寄与するものであるという考え方を持っていますが、採算性や固定価格買い取り制度終了後の20年後の土地利用がどういうふうになるのか。あるいは、電力会社による買い取り制限がある。さらには、景観に関する観点を考えるとなどなど、慎重に判断をしないと将来に大きな負担となったり、マイナスになったりということが考えられるのではないかというふうに思っております。

現在、提案のあるこれら事業につきましては、引き続き、国、県、関係機関との協議を進め、ご指導をいただきながら、村にとって、また地域住民にとって有益な事業となるように検討してまいらなければならぬこと、このように思っているところであります。

2つ目の再生可能エネルギーの中の木質バイオマスであります。

村としては、林業の再開を目的として、菅野議員ご質問にありました木質バイオマスの熱利用にかかる事業の実現可能性や、ふくしま森林再生事業の活用などといふこともできるのではないかということでいろいろ今まで考えてきたところであります。

このうち、木質バイオマスの熱利用については、平成28年度に村森林資源活用計画（案）であります、村役場、きこり、いいたてホームなどに熱供給する場合の原料木材の必要量のほか、木質チップ製造のために必要な施設、機材、コストのほか、灰の発生量などを試算をしたところでございました。

この結果、村内3カ所のバイオマスボイラーで消費できる木質チップ量は、1年間で約2,700立方メートル程度と少量であるため、木質チップの販売のみでは事業運営体のランニングコストを賄うことできること。また、発生した焼却灰については、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えると指定廃棄物となり、村内に長期的に使える専用の焼却灰置き場を設ける費用があることなどもわかるわけであります。8,000ベクレル以下でもそれなりに処理できるということになっておりますが、なかなか今の状況では受け入れ業者も少ない、こういうことあります。そういうことで、木質バイオマスの熱利用事業は、喫緊に導入することはなかなか難しいのではないかとも考えておりまして、当面は森林施業、いわゆる今までの間伐とかその他山を手入れするというようなことについて再開を優先すべきではないのかと、このように村としては考えているところであります。

なお、森林施業の再開に向けては、当初予算で計上しているとおり、ふくしま森林再生事業を活用いたしまして、今年度は全体計画を策定することとしているところであります。

また、来年度には、森林内の空間線量測定や地権者への同意取得に手をつけまして、条件が整ったところから、順次、路網整備や除間伐などを進めていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問1の避難解除後、除染を含めた農地の問題点についての4点についてであります。関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の用排水路の除染についてであります。現在まで施行されている用排水路除染は、国の除染ガイドラインに基づき進められ、水が流れているU字溝の用排水路や土水路については、流れている水が放射線の遮蔽をしており、住環境に影響しないとの理由から、除染工事から外れており、水流がないU字溝の用排水路についてのみ、土砂等の堆積物除去が実施されておりました。

しかしながら、村としては、村内全ての用排水路は今後の営農再開のための重要な施設と考え、流れる水の切りかえによる除染の実施や土水路の表土削り取りを実施するよう国に要望してまいりました。

その結果、平成27年度の途中からではありますが、水が流れているU字溝の用排水路や土水路の一部についても除染範囲として現在も実施しているところであります。

2点目の原状復帰にならない農地についてであります。除染完了後の農地、特に水田の状況を見ますと、田面の均平がとれていない、田面に水たまりがあるなど、水稻等を作付するには不十分な状態であることを村も認識しております。

これらの対応として、福島県営農再開支援事業の中で、通常の保全単価10アール当たり3万5,000円とは別に、10アール当たり2万5,000円の事業費を活用して、深耕作業や均平とりを実施することができることになっております。今年5月に田植えをした水田のうち、約7.5ヘクタールについては、4月末までに村がレーザーレベラーによる均平とりを実施してきたところでございます。

また、今後、営農再開を計画している農家の農地対策として、現在、深耕作業を順次発注しており、来年度の作付を計画する水田については、来春までにレーザーレベラーを活用して田面の凹凸の解消を図ってまいりたいと考えております。

なお、暗渠等についても、集落単位で作付計画等を作成した地区については、福島再生加速化交付金の農業基盤整備促進事業により順次整備をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、作付を再開する農地を優先して、機能改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の除染土砂の処理であります。除染工事で発生した土砂については除染廃棄物として仮々置き場等で保管をし、除染完了後の土砂については原則として農地へ還元など現場処理を行っているところでございます。

次に、4点目の野焼きについてであります。平成13年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づき、原則として廃棄物の野焼きは禁止されておりますが、避難区域であった区域については、特に大規模な火災につながることを防止するため、県から一切の野焼きについて自粛するよう要請しております。

しかしながら、廃掃法においても、原発事故以前から風俗慣習上などの行事を行うために必要な廃棄物の焼却や農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物

の焼却、たき火その他日常生活を営む上で通常行われた廃棄物の焼却であって軽微なものなどについては例外として認められていることから、村では、昨年12月8日に、避難指示解除後の野焼きの再開について、国、県に要請し、その後も複数回にわたって農林水産省、環境省、復興庁、県などと協議を進めているところであります。

農林水産省では、平成25年までの研究成果に基づき、汚染稻わらなどを野焼きにすると含有する放射性セシウムの約3割が空中飛散すること、放射性セシウムは燃焼により作物が吸収しやすい形態になること、燃焼後の灰に残った放射性セシウムの作物や農地への影響について知見がないことなどの理由から、今年4月から2カ年間で、野焼きを実施した場合の放射性物質の動態を解明するための実証研究をするとしておりましたが、現在は、できるだけ早期に成果を出すべく、村内ののり面等の雑草のサンプリング数をふやして、農研機構、県農業総合センター、日本原子力研究開発機構で、試験焼却、試験栽培などの研究を行っているところでございます。

村としては、避難指示解除後、いち早く作付をした米・野菜類、今後作付を予定しているソバなどへの影響がない野焼きの時期や野焼き後の吸収抑制対策、消火対策など、前向きな研究成果が提示されるよう、引き続き農水省に求めてまいります。

また、野焼きができない今年度においては、これまで同様、中山間地域直接支払交付金事業等を活用して、のり面や畦畔の草刈りに要するトラクターや草刈りアタッチメントなどの導入を支援していくとともに、福島県営農再開支援事業や多面的機能支払交付金事業により、草刈り作業等の作業賃支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

4番（菅野新一君） それでは、順序を追って再質問をしたいと思います。

まず、私事ではありますが、今、今年の春から当地区の復興組合の作業班の一員として現在農地の保全管理、景観に携わっております。

そこで、最初に考えるのは、当地区の場合は、24年度から26年度くらいに除染が完了しております。そのため、26年以降の雑草やのり面の、これで除染が終わりなのかという地区的要望があつて、大型モアなどで畦畔を刈り、そして、3年分ぐらいのカヤやヨシのすごく繁茂した雑草を高刈りで刈って、そして、終わった状況であります。それで28年度には大方除染が終わったということになっております。そのため、当地区の場合は、すごく草刈り機なんかで太刀打ちができる状況、太いカヤなどが、畦畔にあり太くなっている。そういう除染の仕方であるために、土側溝、用水路、全て手をつけていない状況なんです。そのために、私があえて、「これ、来年になったらどうするの」ということで、今回、1番目に用排水路の除染をどうするのか。個人でやれば簡単ということであつても、原状に戻るようなことはありません。その辺、どうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開に向けてのご質問だと思います。除染につきましては、まず畦畔、田面、農地ですね。田面なり畠地の表面については削り取りを行うということではありますが、また、水田等の畦畔については、草刈りと堆積物除去、あと土水路については、先ほど答弁しましたように、当初は水の流れているところは対象外だというようなことと、土水路にも手をつけないという状況がございました。先ほども答弁させていただ

きましたように、やはり水路については全て村にとって必要なものだという話を国の方に要望しながら、何とか水が流れているところも水かえをしながら、水を切った状況での堆積物除去等をするという方向になったところであります。

また、一方では、当初の除染の計画は削り取りをした後、客土だけで終わるということでありましたが、やはり営農再開に向け白砂系の客土では困るということがありましたので、平成26年から地力回復工事という形で手戻りもしながら行ってきたところでございます。

そういうことで、佐須地区におきましても、除染が終わった後、その後また地力回復工事とか、あとは水路等の土砂上げという部分が手戻り工事でなったかなというふうに思っております。

佐須地区のように、各行政区、地区のほうからも水路についてはいろいろ要望等が上がっているのが現実でありますし、いろいろ今の復興組合等の活動の中でできるか、できなかいか、または除染をしたのか、していないのかという部分も国の方と調整して、地元の代表の方とも今相談をしているという状況でございます。

なお、除染をしていないという場所については、環境省が責任を持ってやっていただくという形で進めておりますので、佐須地区におきましても、今、その経過の中にあるのかなというふうに思っておりますので、今後とも、地区の方々、あと村と国とで連携しながら進めさせていただければと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） その土側溝と、ここに書かれているように、水がたまっていれば放射能が遮蔽されて何ら影響がない。事実、私どもの地区の場合は水なんか流れていないです、U字溝入っている場所であっても。また、土側溝であっても水なんか流れていません。そのため、唯一基盤整備した地区なんですけれども、排水路は非常に太い、そして土側溝になっております。U字溝も一向に、堰からとっているU字溝以下、下流まで一切除染もしていない。そして、土側溝ももちろんしていない。そうしたら、今回、私が言うのは、そういう除染がきれいにされれば堰などの整備をしなくてはならない時期になっているのにもかかわらず、そういう状況が佐須地区の上流から一切、堀などが除染していない。そういう苦情がいっぱい出ているわけだ。そのところを、何で、国の莫大な除染費用を使って、それで終わりかという、そういう不安があって、営農再開もできない。家にも帰ってこられない状況、そういうことが続いているのが一番の原因ではないかと私は思うんですが、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしいただきましたお話では、除染をしていない場所については、これは国に責任を持ってやっていただくという形で進めております。除染が終わっているところについては、今度は、それぞれの地権者等の方々に保全管理をしていただくということで進めております。佐須地区においても、その辺の除染をした部分なのかどうなのかの確認とか、今後、そういう除染が終わったところについてはどんな方法で管理ができるのかという部分も今現地で確認をしたりしているところもありますので、その辺、除染をしていなければ、これは国に強く求めてまいりたいと思いますし、除染をしたところであれば、農業復興組合と国等の支援を受けながら進めさせていただければと思

っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） そういう現状が続いております。そのために、この件は、国や村、地区的役員とかでもう一回現場を確認しながら、一步、二歩でも進めないと、本当に営農再開なんかできる状態ではありません。そのために、今後、こういう、莫大な費用を使って除染したんですから、これだったら完璧だなというぐらいの除染をやっていただきたいと考えるわけであります。

2つ目としては、田んぼなんですけれども、とにかく高低差が30センチもあるような客土の仕方、そして、田んぼの畦畔に土手がない。そういうふうな状況が数ヵ所見受けられます。今年も唯一、3反歩の1枚田なんですけれども、それを最後まで残すかなと思い、荒らしてもおけないと思って、草刈って、うなって、ヒマワリをまいたんですけども、来年、万が一、田を、水稻をつくる、そういう場合には莫大な費用がかかるわけであります。それで、除染が終わってきれいに原状復帰になったのかなというところが疑問なので、今回、2つ目の原状復帰になっていない点をお尋ねいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染後の農地につきましては、今、議員からおただしありましたように、本当に営農再開ができるのかと思われるような場所もあるというふうに認識しております。畦畔等、除染作業で畦畔が壊されたという部分については、これは国のほうの責任という形で、要望等があればすぐさま対応しているという状況でございます。ただ、除染が終わった後、二、三年過ぎますと、どうしても畦畔の構築部分が崩れているというのも現地を見ますとある状況であります。そういう意味では、農地水等活動の中で、震災前は埋め立ての構築的な作業などにも農地水が該当したというような部分もございます。今の営農再開支援事業の中でも機械を使いながら、埋め立ての部分を構築するという部分は該当しておりますので、まずは、除染で壊れた部分については、これは国の責任で直していただきますが、除染を完了して、これから作付をするという部分については、地区の方、あと村のほうにもご相談いただきながら進めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） そのようにお願いしたいと思います。

次に、除染土砂というふうに名目をつけましたけれども、実際、土側溝の場合、剥ぎ取りもしない、そのままで荒れ放題のカヤやヨシがいっぱい蓄積されている。その土砂を上げた場合、これは村だけで責任を取れというのではなくて、やはり国とか、除染後の後始末としてやっぱり上げるべきではないのかなと、私はかように思うんですが、その辺はどうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、先ほど答弁もさせていただきましたが、当初は、国のガイドラインでは、土側溝については除染をしない範囲ということでありましたが、平成27年の途中からではありますが、手戻りをしながら土側溝の表面の表土削り取りはメニューに入れていただいたということあります。議員おただしの箇所がどういう状況かという部分も調査が必要ですが、基本的には除染のほうで削り取り、一応5センチ

程度は削るという形でしておりますが、その辺も現地のほうを確認させていただければというふうに思っております。基本的には除染で土側溝についても削り取りの除染をするというふうになつておりますので、何かございましたら、ご相談いただければというふうに思っております。

以上であります。

4番（菅野新一君） そのようにお願ひいたします。

次に、野焼きの件なんですが、本当に野焼きをしないと、とにかく畦畔が1メートルあったのが2メートルになっている状況が、原状復帰されていないことが一番原因かと思いますけれども、この5年、6年の長い年月の中で、毎年畦畔の野焼きは共同でみんながやっていたわけです。そのために本当にカヤやヨシの古い、3年前から蓄積された大量のものです。それが野焼きができないとなつたら、やっぱり原状復帰は無理なのかなと私は考えて、今回、野焼きもできないんですかという質問であります。答弁のとおり、それも理解いたしますけれども。本当に早急に、とにかく農家の場合は、そういう産業廃棄物でなくて、ただ、草や雑草が蓄積されたものが燃やせないというのはすごく大変な負担になって、きれいな農地も管理もできないという状況が続いているわけであります。そのためには、ぜひ早急にそういう野焼きができるような方法を考えて、村では極力負担にならないようにお願いしたいと考えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問を変えます。再生可能エネルギーの点であります。太陽光発電、経費が多くかかる、20年後の負担も、閉鎖する負担もかかる、それは村も個人も一緒だと思うであります。村は村で村のお金でできるから、それでいいということではちょっとないのではないかと私は思うんですが、その辺はこれから農地が管理、多くの農地が何十町歩、何百町歩という田んぼや何か、今3万5,000円の範囲内で景観形成をしておりますが、それが続くとは考えられない状況が続くので、やはり農地または森林など、こういう他産業に移行するような状況はやっぱり今後考えなくてはならないのではないかと私は思うんですが、その辺をお尋ねいたします。

村長（菅野典雄君） こういう災害になって、再生エネルギーをやはり入れていくというのは一つの大切な方向だと思います。ただ、いい話ばかりではないということでありまして、村がかかわっているのは、全て20年たつたときに、もっと使えるのかもしれません、最終的にはそこが処分されるといいますか、そこまで全部、条件なり、あるいは経営の中に組み込まれております。ですから、間違いなくもとの景観に近い形に戻る。つまり、そこがつくられたものがそのまま残って非常に大変な状況になるということではないということであります。ただ、それ以外の民間のものはそこまでやっているのかどうかというの非常に心配なところであります。20年後でありますから、かなりやっぱり状況が変わることがあります。しっかりとしたそういう計画なり、あるいは約束事がないといけないということではないのかなという気がします。

また、いろいろな話がありますが、村もかなりいろいろな業者さんと話があって、進めたときもありますし、進めないとときもありますけれども、いずれにしても、やっぱり20年という非常に長い期間、あるいはそれ以上になるかもしれませんから、そういう意味では、

信頼関係がしっかりと結べる、安心して任せられる、あるいは20年後にどういう土地の利用ができるのかということをやはり真剣に考えた上で事を進めないと、我々がいなくなつた後の次の世代に大変な遺恨を残すということになるのではないかと。そこを非常に村としては慎重にやっていかなければならないし、留意しなければならないことではないかと、このように思っているところであります。

4番（菅野新一君） 質問を、最後の質問にいたします。

村の75%が大方森林である。そういう状況の中で、バイオマス熱利用などはまだまだ一向に進めようとしない。そういういろいろな灰の問題から、放射線量の2.5以上は処分ができない。そのような状況は続いているのもわかりますけれども、やはり今回の森林組合の話では、チップ材をつくる機械も導入するというような話がある中で、やはり村も一つになってそれを利用し、またほかの飯館村だけでなく、もし余るようあつたら、ほかにも燃やしてもらえると、熱利用してもらえる、そういう状況を、やはり今回、早急に国や県などと相談して進める状況でなければ、一向に今の状況からは進まないと思うんです。やはり、設備投資はもちろん国でやってもらう。そして、何年か後、そこにはそういう産業が始まれば雇用も生まれる。森林組合も何とか生業がなる。そういう状況を考えてやらなければ、これはいろいろな問題、灰の処分、「何かありますけれども、それはあくまでもこういう状況になったのは国の責任とか、放射能の責任があるのではないかと私は思うのでありますけれども、その辺はどのように、村としてはタイアップして考えなくてはならない。農地も大きな問題ですが、森林の資源の利活用というのはかなりメリットがあるのかなと思うんですが、その辺をお尋ねいたします。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりであります、実は、三、四年前になりますかね、山の木の調査をしました。東芝のほうに業務委託して森林の線量調査をして、やはりあの当時も、山、木の樹皮、それにはかなり含んでいます。しかし、木の中までは入っていないと、こんな状況ではありましたが。それで、木質バイオマスの発電のほうの、最初、熱ではなくて発電のほうのそういう協議もしたわけですが、やはり行き着くところは今ご指摘の灰の処理なんですね。国のほうでは、事業はできますよという話はします。しかし、後の灰の処理とかそういうものについては、一切、そこは自己責任の話なんです。

ですので、全然何もやっていないわけではなくて、あらゆるところに要望しています。しかし、灰の処理というのは一番ネックになって、国の方では、処理、8,000ベクレル以上については、中間貯蔵に持っていくなんという話は一切しませんし、8,000ベクレル未満のものであっても、先ほど村長が答弁したように、これも以下だからといって、そういう産廃の処理業者が処理してくれるかというと、これもまたしかりでありまして、そうしますと、やはり灰の処理が最大のネックになっていますが、それとあわせて経営的なもの、経営をしていく場合に、村がこれから先、森林組合が事業主体になったとしても、経営的に安定をしない限り、村がそこに支援を続けるというわけにはいかないので、長期的な見通しが立つまでは、先ほどの答弁のように、森の手入れ、山の手入れをしながら、時期を待って、そういう木質バイオマスの熱供給、これは当然、私たちも必要だと思っています。役場のボイラー、きこりのボイラー、耐用年数が来ていますから、そういう意味では、

今の森をきれいに、山をきれいにしながら、そういう熱供給で山をきれいにできるのであれば一番いいわけですよね。

ですが、今の大きな課題が2つ、前向きに考えられないところがありますので、当面は、バイオマスではない方法で森をきれいにしていく。例えば除間伐もありますけれども、以前、里山の再生の一環として、獣害対策、イノシシ、猿、道路から20メートル、30メートルぐらいきれいに除伐をして、イノシシ、猿が里山といいますか、家に来ないような対策もしていましたが、年次別計画を立ててやっていましたが、そんなふうなことも含めて、当面は里山の再生に向けたそういう山の仕事をしていくしかないのかなというふうに思っていますが、いずれ大切だと思いますから、そういう不安材料と課題が克服できるようになれば、木質バイオマスも当然必要だというふうには思っております。

4番（菅野新一君） 今、答弁があったように、放射能の灰の問題、そして、採算性の問題、片方では、チップをつくる何千万もの機械を導入しやろうとしている森林組合もある。その中で、やはり灰の問題は除染からいえば灰なんか微量だと考えられる。村独自で保管場もつくることも可能ではないかと。それが本当は国で責任をとるというのが普通一般的に考えて常識ではないのかなと。それが国でだめだから、それはどうにもならない。8,000ベクレル以上の木を燃やして、高濃度の放射能が出るから、それが処分に困るんだと、そういう考え方方が今後、事が進まない、長引くのかなと考えるんですけども、その辺、もう一度お願ひします。

副村長（門馬伸市君） 菅野議員も国といろいろ協議しているので、私がお答えしたことは十分理解をしての再質問かなというふうに思いますが、草の野焼きにしても、全てやはり後の部分が、先ほどの野焼きの件もありましたが、全てそこに行き着くんですね、灰の処理。野焼き、例えば了解になったとしても、その灰を国のはうで最終的に処分するという話をしてもらえば問題はないんですが、それが今のところは幾ら国の責任といいながらも、それははっきりと国で処理しますと、そういうふうに言ってもらえば心配はないわけがありますが、その灰を、例えば村に一時保管したとしても、一時じゃなくて長期にわたって高濃度の灰が村の中にあるとすれば、村民の皆さんはやっぱり不安ですね。いつ持っていくかわからないですから。そういうことが解決しない限りは、安易にそういう事業に取り組んでいいのかどうかというのは、やはり村としても、今後のこともありますから、重要な課題が見通しがつかないままに着工する。国のはうでは補助金出しますよと、これは言いますよ。でも、後の処理は縦に首を振らないわけですから、その状況の中ではなかなか取り組めないというのが現状なので、ご理解いただければというふうに思います。

4番（菅野新一君） それはそういう理由だとは理解いたしますが、やはり前までは里山の景観で、獣害が農地に出ないような作業でもよかつたと思います、この災害がある前は。それでも、今は、この大部分が村の森林の中でこのまま大木のままにずっと長く放置するのか。それとも、やっぱり一歩でも進まなければ、やはり今が進むべきだと思うんですけども、私は。ここ2年、3年のうちにどんどんと方向性を決めないと、このままで森林の整備とか利活用は当分はなくなるのかなと、3年後に木を燃やしても大丈夫ですよとなつた場合に、今度は機械導入は今度は補助も何もない、国ではやってくれない。そういう状

況が続いた場合はどのように考えるんですか。

副村長（門馬伸市君）　このまま黙って見ているということではなくて、今までずっと国に對して里山再生のための事業を、モデルだけではなくて、向こう5年から10年ぐらい、國でやらなくとも村が事業主体になって交付金事業でやってくださいよという要望をずっと出していますし、ですから、森林組合の仕事のこと多く今の質問の中にはあるのかなというふうに思いますから、そういう山の手入れのための仕事というのは、これから國のほうから、村のほうでもとっていくといいますか、事業を導入していきたいと、こういうことで何回も要望を出していますから。いずれ、どういう形になるかわかりませんが、このまま放つておくということではなくて、一日も早く、やっぱり里山の再生を図って、安心して村に村民の皆さんのが戻れる環境をつくっていくということも大切ですし、山がいっぱいあるわけですから、山の手入れのための仕事、除間伐だけではなくて、山の手入れの仕事もとしていく必要があるのかなと、こんなふうに思っていますから。木質バイオマスだめだから、山の手入れを何もしないで何年も置くということでは決してありませんので、ご理解いただければと思います。（「質問を終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君）　1番　相良　弘君。

1番（相良　弘君）　私のほうからは3点ほど質問いたします。

第1点目は、飯館村への移住者政策についてお伺いしたいと思います。

飯館村の避難指示が解除されて2カ月が経過しましたが、帰村率は1割にも満たない数字となっております。村内の草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校、3校合わせた新入生は2人となっております。将来の飯館村の姿を考えたとき、まことに寂しい限りであります。

このような状況のもと、村では、飯館村のよさをPRし、積極的に他町村からの移住者を受け入れ人口増を図るべきではないかと思いますが、村の考えをお伺いいたします。

2点目は、学校教育の基本方針についてあります。

村では、学校教育の環境整備を来年4月の開校に向け着々と進めております。環境整備については順調に進んでおりますが、肝心の教育についてどのような基本方針のもと進めていくのかをお伺いいたします。

昨年、全国学力テストでトップクラスの学力を誇る秋田県東成瀬村の小中学校を視察研修してまいりました。この研修には教育委員会、村内小中学校の校長先生も同行しております。この研修の成果が村の教育方針に反映されているのか、教育の基本方針についてお伺いいたします。

最後に、3番目として、バランスシートの作成についてあります。

飯館村の平成29年度の予算は200億円を超える大型予算となっております。当然、固定資産の取得、廃棄が生ずると思われますが、村の資産、負債の財政状況を明らかにしたバランスシートを作成し、村民に知らせるべきだと思いますが、村の考えをお伺いいたします。

以上です。

村長（菅野典雄君）　1番　相良　弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の飯館村への移住者政策であります。

村では、復興計画を1版から5版までつくらせていただきました。この中の最後の5版の中の村の復興計画のいわゆる基本は、「ネットワーク形のむらづくり」というキャッチコピーを上げさせていただいたところであります。これはどういうことかというと、村に戻った人も、それから、戻れない方も、さらには、この村とのかかわりがある村外の方も一緒にになって飯館村の復興再生をやっていこうと、こういうことでのネットワークのむらづくりでございます。

ですから、定住対策についても同様でありますと、村民が一人でも多く戻ってもらうことに対する施策はもちろん大切でございますが、村外からのIターンとかUターンあるいはその他の移住者、以前は村の中にもいろいろなつながりや、あるいは村民の人の温かい心で何人かの方が入ってきているわけでありますけれども、もう一度、やはりそういう移住者を多く呼び込むことが村の活性化につながっていく、復興につながっていくと、このように考えてのいわゆるネットワークのむらづくりのキャッチコピーだったわけであります。

そこで、現在、村民の方に戻ってきていただきたためのあらゆる施策を今講じているところでありますが、一方では、役場内で移住対策の一環として必要なことを今急いで検討をしているところであります。例えばほかの方が来た場合に必要な土地とか住居とか仕事などについて、村ならではの支援の検討というものをやっぱり考えいかなければならぬのではないか、このように思っているところであります。

例を挙げますと、あくまでもこれは例ですが、村に定住を希望する方に村が用意した土地を無償で貸し与え、一定期間内に住宅を建て、さらに一定期間以上村に住んでいただいたらば土地はそのまま差し上げるとか。あるいは、「母になるなら飯館村、子供を育てるなら飯館村」のキャッチコピーの案もあるのではないかと、このように思っているところであります。

今、急いで、いつごろそういうことを出して皆さん方にご理解をいただいて、村としての定住対策ということで出していこうかということで、今、内部で検討をしているところであります。これまでの対策よりさらに一步踏み込んだ対策を検討していくって、これからだなどこのように思っておりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

また、村では、昨年より参加しております、我々が、村民の方が避難のお世話になっております福島市を中心とした福島圏域首長懇話会の事業がありまして、去る7月1日に、その中で東京都において村をPRしながら、圏域の市町村と一緒に村を定住先の候補としていただくために定住相談会を開催する予定であります。そこに参加をさせていただくということであります。村は復興の道半ばであります。他の市町村との差はありますが、圏域市町村とも連携をして取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

村が生き残っていくためには、外から人を呼び込み、定住につなげることが重要課題でありますので、ただいま相良議員から質問がありました、まさにそのとおりということでありますと、今後もしっかりと取り組んで案を出していきたいと、このように思っておりますので、何とぞご理解をいただけるようにお願いしたいというふうに思っております。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。  
以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、2番目の学校教育方針についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の研修では遠いところ大変お世話になりました。ご承知のとおり、秋田県東成瀬村は、秋田県南部の山間に位置し、本村同様、日本で最も美しい村連合に加盟している人口2,700人余りの村であります。東成瀬村で実践しているのは、探究型の授業を小学校、中学校を通して、どの教科でも徹底して行っていることありました。

飯館村でも、昨年度から同じ探究型の授業として、飯館型授業スタイルというものを小学校、中学校の先生方が話し合って作成し、小学校、中学校を通じて徹底して行うようにしております。

また、東成瀬村では村営の塾を運営をしておりますが、本村でも今年度6月から放課後塾を運営することとして、参考にしております。

東成瀬村では、講師については、教員でなく外部に委託する。2つ目には、費用は全て村で負担する。3つ目には、子供たちにいろいろな人と触れ合わせ、「人のシャワーを浴びさせる」ということを教育の特色としております。

飯館村でも、現在改修を進めております中学校施設は、前庭やランチルーム、カフェ、語り部コーナーなど、日常的にたくさんの方々が学校に訪れ、さまざまな形で触れ合うことができるような機会を設ける予定で進めております。

また、いせひでこさんや柳田邦男さん、花まる学習会を初め、多種多様な方々を講師として学校に迎えることにより、子供たちに多様な価値観に触れることができるよう取り組んでまいります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の3点目、バランスシートの作成についてのご質問にお答えいたします。

現在、村では、総務大臣の通知に基づきまして、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提としました統一的な基準による地方公会計の整備を進めているところでございます。

平成28年度におきましては、固定資産台帳の整備の第1段階として、各担当でそれぞれ所管しております備品、建物、公有林、水道管などの資産台帳の情報集約作業を行い、今年度も継続して必要な情報の整理を行うこととしております。

国からは、平成29年度末までにこれらの整備を終えるよう要請されておりますが、できる限り早期に貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等の財務諸表をお示しすることができるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、現在の村の財政状況でございますが、平成27年度決算におきましては、標準財政規模に対する元利償還金の比率である実質公債費比率は、制限基準、国が基準を設けておりまして、これを超えるなというものでございますが、制限基準が25%に対し村は6.6%、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合であります将来負担比率は制

限基準350%に対して算定上ゼロ以下と、いずれも制限基準を大幅に下回っている状況でありますて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標におきましては、村の財政の健全性については十分保たれているという状況にございます。

なお、今後とも、国・県の補助金等々、財源の確保に努めるとともに、事業の精査、経常経費の削減に努め、健全財政の維持に努めてまいります。

1番（相良 弘君） それでは、第1番目の移住者対策についてお伺いいたします。

飯館村は日本で最も美しい村にも加盟しておりますし、また、小中一貫校あるいは認定こども園と、飯館村のよさは結構ありますので、それをもっと積極的にPRしていくべきではないかというふうに思います。

企業誘致も一つの方法ではないかと私は思っております。その中で、例えば村民が他町村で営業している場合、飯館村がこういう状況になったということで、村内に戻って営業活動、工場などを再開したいという場合に、ほかの企業誘致の企業とは違った、村民がせっかく戻ってくれるわけですから、それについて、例えば準備金等、そういう助成なんかは考えることができないものかというふうに考えます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしで、商工業者の方々の避難先から村内に戻ってきての再開ということでありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、昨年度からでありますが、村内で事業所等を再開するという方々については、県の4分の3事業がございまして、これについては、申請等については直接事業主と県との関係でありますが、商工会がその申請者のお手伝いをしながら、昨年、多分20数件が申請をしているという状況で、昨年度1次から2次募集までかけて、今現在、それを活用して、4月1日以降戻っている方々もございます。それにあわせて、村としては、そこの4分の3、75%でありますので、そこに5%の上乗せをするという形での支援も昨年度から実施しているということでございます。情報としては、昨年の7月ころからその事業が始まるということで、村と商工会が連携しながら、その説明会をしながら、あとは商工会会員のほうにも商工会のほうから情報を流して申請等のお手伝いをしているという状況でございます。

以上であります。

1番（相良 弘君） ただいま答弁していただいたのは、震災前に飯館村で事業をしていました。

震災になって避難した。そして戻ってくるということであると思うんですけども、私がお聞きしたいのは、企業誘致といつても、最初から避難、原発事故前に村外で営業しているんですよ。それを例え黙って、自分も飯館村の生まれだから、今度は飯館村に戻って事業を再開して何とか貢献したい住民もいますから、それらを含めて飯館村に戻りたいという人がいるわけです。だから、その場合の、さつき答弁したのと違った助成金なり、そういう制度があるのかなというふうにお聞きしたわけです。

村長（菅野典雄君） 今から何年前ですかね、十四、五年前ですか、飯館村に企業誘致という補助事業があります。なかなかその当時、ほかから来る方はいないだろうけれどもということで、村内の事業所にほとんど使っていただいて、最高6,000万円まで、あるいは総額で何回かも使えるということでやっているんですが、それは今も村外からの会社に該当、

当然いたしますから、そういう補助事業の要綱の中で村としては応援できると、こういうことでございますので。どちらかというと、村外のそういうやっていらっしゃるところに企業のための支援事業というのは村でやっているということがわからなかつたとすれば、それは村としてのPR不足ということになるかもしれません。本来は村外からもそういう方のためにということだったんですが、なかなか来る方たちがいないんじゃないということで、ほとんど村内の事業所が今まで何回も使っていただいているということであります。

以上であります。

1番（相良 弘君） それでは、2番目の教育の方針のことで質問いたします。

飯館村独自の教育方針については、飯館型授業スタイルということで今検討中ということも伺いました。ただ、私思ったのは、昨年の研修で一番印象に残っていたことは、校長先生なり、あるいは教育長が思っている教育方針が現場の教員になかなか伝わっていないんでは困るから、現場の教員を何ヵ月間かけて研修させるんだということを伺ってきました。それはもっともだなというふうに感じたものですから、飯館村ではそういう研修をさせるというふうなことは考えているのかどうか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） 飯館村は、これまで、夏休み中に2日間にわたって職員の研修をしております。いろいろな形で今までやっていますけれども、例えば放射能にしても、教育の内容にしても、講師を呼びながら、さらには村長初め、教育長、今までアドバイスを受けていました海野先生を初め、話をしながら、村の教育の内容について説明をし、ご理解をいただいて、先ほどお話ししました探究型の授業にしましても、東成瀬ではありませんけれども、なるべく一律の詰め込みの方式ではなくて、やっぱり心の教育を含めながら飯館ならではの教育を進めているところでございます。

1番（相良 弘君） ただいま説明を受けたわけですけれども、そのいろいろな研修はやっているんだということについては、単発的にやっているんでしょうか、それとも、一定期間の期間を設けて集中的にやっているということなのか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） 夏休みを利用しながら、集中的に2日間にわたり研修をさせていただいております。

1番（相良 弘君） 次に、バランスシートのことでお伺いいたします。

先ほど説明を受けたわけありますけれども、バランスシートの長所といいますか、それはここにも書いてあるように、将来、飯館村の財政が悪化した場合に財政健全化計画とか、あるいは、今のところはないわけですけれども、工期が2年間にわたる場合の会計処理等についていろいろな長所があるわけですけれども、今鋭意、総務省からも要請があつて進めているということなんですけれども、実際に、今年は勉強しているということなんですけれども、実施できる時期について目標があればお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 国からの指針としまして、今年度中にということでございまして、現在、村のほうでは、29年度の決算時期に向けて、こうした関連帳票を整備したいということで進めているところでございます。

1番（相良 弘君） バランスシートをつくる場合は、なれないと大変だとは思いますが

も、今はそういうソフトもありますし、ある程度ちょっと研修を受ければ理解できるような気がいたしますけれども、そういうソフトなんかを買うおつもりはあるわけですか。

総務課長（愛澤伸一君）　国のほうからの指導等々で必要な書類をこれから整備していくわけでございますが、県等とも協議をしながら、もし必要ということであれば恐らく全県的に共通なものを導入するようになるのではないかというふうに思っております。今後、何か県のほうから指導があるかもしれませんので、その際には対応してまいりたいと思います。

1番（相良 弘君）　私の質問を終わります。

議長（大谷友孝君）　2番 高野孝一君。

2番（高野孝一君）　2番 高野であります。平成29年第7回村議会定例会に当たり、私は2項目、4点について一般質問を行うものであります。

さて、去る3月31日に、長泥行政区を除き、避難指示が解除され、3カ月に入りました。提案理由の中で、村に帰還した方を含めて村に住んでいる方は204世帯で397人とのことでありますから、アンケートから推計しますと帰還率が非常に低い状況になっております。今後、復興とあわせ、人口減少問題に対しても積極的に取り組んでいくことが重要であると感じたところであります。

それでは、一般質問に入ります。

第1項目、農の再開についてであります。

1点目は、飯館村営農再開ビジョンであります。避難指示解除までの6年間という時間は、村の基幹産業であった農業という職業に対する意欲というものを大きく低下させたことは否めません。これまでに営農再開に向けては、多くの方々が参画し、復興計画に一定の方向性を描いてきました。そして、飯館村営農再開検討会議の答申を受けて村がまとめたようあります。「そろそろ、はだづべ」の表紙から始まり、4つのステップについて記載され、見やすいダイジェスト版になっております。つきましては、この営農再開ビジョンを具体的にどのように生かして、農業再生、農業振興を推進しようとしているのか、方針をお伺いいたします。

2点目は、営農再開に向けては、さまざまな補助事業のメニューがあります。その中の一つに原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3補助事業があり、村が5%上乗せをしております。この事業は、当初、補助要件が厳しく使い勝手が悪いということで、議会としても、使いやすいように国へ要望した経緯があります。その後、変わったというふうに聞き及んでおりますが、採択基準とこれまでの申請状況についてお伺いいたします。

また、生きがい農業についても同様にお伺いいたします。

次に、第2項目は、学校の再開に向けてであります。

本年度は、学校再開に向けて施設や環境、そして教育内容についても整備されますが、一人でも多くの子供たちが村に戻ってきてほしいと願ってお伺いするものであります。

1点目、平成30年4月から村での学校再開の取り組みについては、これまでいろいろと協議しております。また、新聞等においても報道されているようですが、学校再開に向けて、飯館村ならではの特色ある教育を実践するための取り組みについてお伺い

いたします。

2点目、学校再開にかかる施設整備工事の早期完成を目指して、第1工区、これは既存の校舎の大規模改修と給食センター及び小学校体育館の新築や屋外整備、第2工区は、体育館の改修と認定こども園及びプールの新築や屋外整備等に分けて請負契約を締結し、工事着工に入りました。

双葉郡葛尾村では、当村と同様に、平成30年4月の学校再開に向けて動いておりまして、既に去る4月30日に学校見学会を開催し、保護者や児童生徒が参加したことあります。

つきましては、2工区に分けての発注も年度末には竣工できない施設や外構等もあると推測されますが、再開に向けての影響をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

以上です。

村長（菅野典雄君） 2番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

農の再生に向けてということで2点ありますが、関連がありますので、一括でお答えをさせていただきます。

1点目の営農再開ビジョンであります。飯館村の農の再生に向けた道しるべだということで28年度に飯館村営農再開ビジョンをつくったところでございます。これは足かけ6年にも及ぶ避難によって農業ができなかった多くの村民が完全に農の営みから離れてしまった。そこをどういうふうにするかということで、ステップに合わせて取り組み方や考え方を皆さん方に示していく必要があるのではないかということでつくられたものであります。

具体的には、農地を守る、生きがい農業、なりわい農業、さらに、新しい農業、この4段階を示すとともに、それぞれの段階ごとに取り組む際の留意事項や次のステップ、次の段階に進んでいくためのポイントなどを、取り組みを進めている地区や農家へのヒアリングで得たキーワード、あるいは写真、さらには市場関係からの応援メッセージなどを載せながら、村民の方に一つでも共感できるものを見つけていただいて、土を耕し、種をまき、実りをいただく営みを取り戻してもらいたい。そして、次の世代に未来を託す第一歩にしもらえるべと、こんなようなことでつくられたものでございます。

このビジョンについては、これまでのように普通ですと全戸配布をして、読んでください、見てくださいということではあります、多分それではどうしようもないだろうということで、農家の方々と村職員が顔を見合せながらという説明、質疑応答など、支援事業の案内とかをやっているところであります。ですから、地区ごとに説明会をまずはさせていただきながら、今のような状況で6月末までに10地区以上で配布を完了しているところであります。

次に、2点目のことですが、生きがい農業の支援としては、今年度から、ご存じのように、陽はまた昇る基金から補助率50%で限度額50万という単独事業、生きがい農業支援事業ということをつくっておりまして、これまでにも50人以上申し込みがございまして、今回、補正予算にまた50人を上げさせていただいているところであります。

また、なりわい農業のほうの支援ということでは、平成28年12月に県の直接採択補助事

業として原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3事業と、こういうことであります。これに村としては、まさかこのような高額の補助が出るとは思いませんでしたが、いわゆる官民合同チームなどに何回も、我々、村としてはやはりいわゆる賠償だけでは足らないので、賠償だけではどうしようもないで、やっぱりいわゆる営農というものをつくっていくべきではないかと、こういう話をずっとしてきた結果、それだけではないでしょけれども、4分の3の補助というものが出来ましたので、村としては5%だけ上積みをさせていただいて80%の補助にしたと、こういうことがあります。

5月末までに126件の届出をいただいた。そのうち、生きがい農業は67件、なりわい農業は59件ということになっておりまして、補助申請をいただいた方は、生きがい農業は60件、なりわい農業は24件が今上がっているということであります。

それから、採択基準ということでご質問があつたわけですが、1つ目に、村内で営む自家菜園等であること。つまり、生きがいのほうであります。非常に緩くしてあります。いわゆる村に作付の届出をしていること、他の事業と経費が重複しないことなどで、生産資材、農機具、小さなパイプハウスなどの導入や農機具などのリース料、検査費用などに活用した際の領収書、写真つきということで補助金は交付しますよということでございます。

なりわい農業のほうは、村として5%上積みしているための条件を含めると、1つ目に、村内で営む販売を目的とした農業であること。2つ目に、耐用年数中は導入した機械などを処分しないこと。3つ目に、導入する機器等については再開する農業の規模に応じた適正規模のものであることを補助要件としており、農機具とかパイプハウス、あるいは施設の撤去・修繕、花卉苗などの種苗の導入、家畜の導入などが支援対象ということになります。

その3つ目の導入する機器などについては、再開する農業の規模に応じた適正規模、ここがご質問の内容なのかなという気がいたします。これは福島県特定高性能農業機会導入計画に基づくものであります。例えばホイル型の50馬力のトラクターを導入しようとする際には、原則として、水田で12ヘクタール、畑で15ヘクタールの年間延べ作業面積が必要となります。県知事特認として、震災前に保有していた農機具と同規模のものを買いかえる場合については面積要件を適用しないこととなっているということでございます。

また、この特認条件については、村が県に要請した結果、本年度申請分から適用されるということになっておりますので、個々の農家の方には複数回のヒアリングの際にこのことをしっかりと説明をして、ご理解をいただいた上で導入機器の見直しなどをし、補助金の交付申請をいただいているところでございます。

なお、村としては、個々の農家の必要とする農機具や施設、規模などに応じて、最も有利な事業を多角的に提案をしているところでございます。これからも少しでも村民がなりわい農業なり、あるいは生きがい農業でうまく村の中で生活ができるようにしていきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からはご質問の2番目の学校再開に向けての1点目の特色ある教

育の取り組みに関するご質問にお答えをいたします。

現在、平成30年4月からの村内学校再開を目指し、学校施設の整備を進めておりますが、ご質問にありますように、施設の整備を進める一方で、そこでどのような教育を行うかということが重要な課題となっております。

村教育委員会としましては、村内での学校再開を踏まえつつ、できる部分は先取りする形で、今年度、次の5点を重点に取り組みを進めております。その1つ目に、花まる学習会との連携。2つ目に、心と感性を育てる芸術教育・笑育・読育・木育・食育などの取り組み。3つ目に、ふるさと学習の強化。4つ目に、国際理解を深める外国語教育。5つ目に、放射線を正しく理解する放射線・エネルギー教育であります。

まず、花まる学習塾との連携では、花まる学習会のノウハウを通常の授業に取り入れ、小学生向けに花まるの教材を用いた思考力授業を行うとともに、2学期からは朝の時間を利用して行う短時間授業「花まるタイム」を行います。また、中学生向けには、花まる講師による数学と英語の放課後塾を開催するとともに、特別講師による思考力授業を定期的に実施してまいります。

次に、心と感性を育てる教育としては、現在、小学校に支援をいただいている絵本作家のいせひでこさんや組み木の第一人者である小黒三郎さん、さまざまな音楽家等を講師として招き、認定こども園から授業を行いたいと考えております。

また、コミュニケーション能力を育てる笑育や、小さいうちから木のおもちゃにふれる木育、地域のお年寄りから伝統食のつくり方を学んだり、一緒に郷土料理をつくる食育についても進めております。この取り組みは、地域の方々を巻き込みながら、新たに建設する食育プラザの活用につなげてまいりたいと考えております。

このほか、認定こども園、小学校、中学校と一貫した教育計画を作成するため、5月から幼稚園、保育所、小学校、中学校の先生方25名が策定委員となり、教育課程編成委員会を設置し、本村ならではの特色ある教育についての検討を進めております。

なお、今年のこの一連の取り組みについては、あしたの全員協議会で年間スケジュール等をお示ししながら詳しく説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

教育課長（村山宏行君） 私からは2-2、学校再開に係る施設整備工事の工程についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のように、中学校エリアにつきましては、中学校校舎改修工事、小学生用体育館新築工事、給食センター新築工事、前庭整備工事を第1工区としており、中学校体育館改修工事、認定こども園新築工事、プール新築工事、駐車場及び校庭整備工事、外周フェンス整備工事を第2工区として整備を進めております。

現在、平成30年4月から村内での学校再開を目指し工事を進めており、今のところ、予定したスケジュールで進んでおります。ご指摘の年度内に竣工できない施設ですが、帰還再生加速化交付金を活用し、国から概算払い事前に交付金をいただいた上で基金会計により事業を進めるため、工事の一部については、翌年度に持ち越すということも見込んでいるところでございます。

現在心配されるのが、第1工区では前庭整備工事、第2工区ではプール新築工事と外周

フェンス整備工事が繰り越しになるというふうに予想されるわけですが、さきに述べましたように、基金を活用しての事業ということがありますので繰り越しになることがあります。ただし、学校の再開には支障を及ぼすものではございません。

なお、一部工事が残った状態で子供たちが通学することにはなりますので、安全への配慮は十分に図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（高野孝一君） 再質問に入ります。

答弁と私の通告した部分に若干乖離性があるというふうに捉えているんですけれども。営農再開ビジョンでありますけれども、これですよね。これは答弁の中にもありましたように、これは全戸配布しないんだよというようなことあります。今、営農再開しようとしているが、何をつくったらいいか迷っている状態なんです。これを全戸配布はしないと。よって、会議、あるいは希望者、窓口に置いておりますから、これを見ていただく。ちょっとそこに住民と役場の考え方には差があるように思えてなりません。

今回の原発事故による農業再生は、きょうのNHKテレビでもありましたように、双葉郡葛尾村では帰還率10%、農の再開件数が17件というふうに報道されています。今、村では和牛の放牧開始、あるいは小菊の栽培、米の作付に至っては8件で約8ヘクタールの再開が始まっているというような流れになっています。

今、申請件数と補助件数についても細かい説明がありましたが、このビジョンを使って、今迷っている方がどうして進むんだという中においては、これは全戸配布すべきじゃないかというふうに考えているんですが、再度、見解をお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） ご質問でございますが、今回の営農再開に当たりましては、今年3月31日に解除される。それからでは、今後の農業、営農再開に向けてどうしたらいいいんだという部分ではやはり時間がずれてくるということで、まずは、営農再開に道しるべとなるものを昨年中に策定しながら、今年、解除になったことを契機に、農家の方々の道しるべとしてこのビジョンをつくってはという計画をしてきたところであります。

県のほうの営農再開支援事業については、平成24年度から、除染の終わった後の営農再開までの準備の期間として、地力回復工事が終わったところについては保全管理をお願いしますということで、営農再開支援事業で進めてきたところでございます。今後、29年3月を見越した中では、やはり一人一人の動きではなかなか地域の営農再開という部分も進めにくいでありますということで、その営農再開事務を進めるためにもそれぞれの地区に農業復興組合という組織をつくっていただきたいということで、平成、多分、27年ころから動いてきたかなというふうに思っております。一応、28年度中に17カ所の農業復興組合ができて、営農再開に向けて、また保全管理に対してのいろいろな支援始業の説明会をしてきたという流れがございます。

そういう意味では、各地区に農家の方々の組織する進める組織が17ほどあります。今年度中に、2カ所、今協議を進めておりますが、19カ所になる予定になっております。そういう意味では、目の前に営農再開等をやはり考えている農家の方々の組織が各地区にできるということもあったものですから、まずは説明会等でこれらのビジョンをやはり説明

したほうがわかりやすいんではないか。あとは別添で国・県の支援事業等も一覧にまとめながら、それらも含めて説明をするという形で、ある意味、このビジョンで道しるべとして見ていただきながら、あとは国・県の支援事業の説明をするということで、まずは当面、対話方式の中でこのビジョンを知っていただくほうがよりよいのではないかというような形で考えて進めてきたところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君） 趣旨はわかるんですよ。ただし、こういう立派な冊子をつくったという点では、非常に見やすい方になってますから、方向性としてはいいんです。ただし、今言ったように、せっかくのこの営農再開ビジョンをなぜ全戸配布しないんだという点について、どういう考えを持っているのかということについて回答を求めているわけであります。

副村長（門馬伸市君） 多分、担当のほうとしては、できるだけ膝を交えて内容を農家の皆さんにお知らせしたい、あるいは意見をじかに生の声を聞きたいということで、今の答弁になっているのかなというふうに思いますが。農家以外の方で農業をやりたいという方もいるかもしれませんし、いろいろな意味で、新しく村に移住して農業をやりたいなんていう人もいるかもしれませんので、復興組合に入っている人ばかりではないと思いますので、入っていない人についてはやはり配らないと出席もしないわけですよね。ですので、対象者を限定しないで、商業をやっている人も含めて皆さんに配る資料の部数はあるかと思いますので、そんな対応をさせていただきたいと思います。多分、そういうつもりで、じっくりお互いにということで、多分今の説明会を開いているんだと思いますが、そうでない方もおられると思いますので。

2番（高野孝一君） 私の思いはそういう点にあります。今、答弁の中で、6月末までに10地区以上で配布を完了というわけでありますから、復興組合的には半分以上の方に渡っています。実は、私は窓口でちょっと話を聞くために立ち寄ったところ、これをいただいております。ある議員は、これは見たこともないというような状況になっておりまして、急遽、今朝、取り寄せて手元で見た議員もおられます。そういう点からしても、やはり、農に携わらない、これからは会社をやめた方、あるいは公務員であったり、団体職員であったり、そういう方々を5年、10年はやっぱり必要とする農業をやっていかなければならないんじゃないかなというふうに、研修の結果からも思うわけでありますので、ぜひ早期の配布を求めるものであります。

この中のステップ1、農地を守るという点では、現在、保全管理ということだろうというふうに思っています。今、地力回復工事が予定どおり進んでいるかというふうに思うときに、過日、比曽地区を現場調査しました。笹峠が完了しただけで、あの一地区、広大な面積、秋までには、私の主觀では、終わらないだろうというふうに見てまいりました。また、昨年までの終了状態というのは53%というふうに答弁しておりますから、この地力回復工事がおくれることによって営農再開に大きく影響するわけであります。さらには、10アール3万5,000円の福島県の営農再開支援事業、これは来年度で事業が終了する予定だというふうにも伺っています。そうした点からして、営農再開には、引き続き、この保全

管理の10アール当たり3万5,000円の事業というものは継続を求めるべきじゃないかというふうに考えておりますけれども、村としての見解をお伺いいたします。

復興対策課長(中川喜昭君) おただしの中での比曽地区の地力回復工事の対応であります。実は、比曽行政区といいますか、地区と国と、あと村も入っておりますが、協議の中で、ぽつりぽつり地力回復工事をやるのではなくて、一斉にやってほしいというような要望がありまして、今後、計画では岩部側のほうから南に下がってくるというやり方で今行政区と国のほうが協議しているということあります。そういう意味で、地区との相談の中で地力回復工事の部分を進めるという流れになっておりまして、今後、進めると。ただ、1カ所、比曽の長泥寄りのほうでありますが、実証試験の関係があつて、そこ1カ所はやるということですが、そのような内容で進めているということあります。昨日も比曽行政区のほうと除染の部分と、あと営農再開に向けての部分の説明会等々は行っているという状況でございます。

あと、おただしの県の営農再開支援事業、おただしのとおり、30年度が終期という形になっておりまして、村についても、それらの形になるということがありましたので、昨年度来から、まだ除染が終わっていないところもあるということで、30年度で終期にされでは困るということで、国の担当レベル、あと県の担当レベルでこれらの延長をお願いしているということで、内容的には理解はしていただいているという形になっております。ただ、今のところ、何年まで延ばすという回答はいたしませんが、30年終期の延長については要請をしているところでございます。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 嘆飯のため、休憩いたします。再開は13時10分といたします。

(午前11時59分)

#### ◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 再開いたします。

(午後1時10分)

議長(大谷友孝君) 2番 高野孝一君。

2番(高野孝一君) 引き続き、再質問をいたします。

午前中も、今、避難指示が解除されまして、営農再開を希望している方がさて何を作付していいのか迷っているという話をしました。先行行政区初め、比較的除染が進んだ行政区にあっては、ヒマワリなどの景観作物、牧草をまいての草刈り、さらには田畠の耕運などで保全管理を進めているようあります。先ほども申し上げましたが、地力回復工事も進まない、さらには水田の土地にフレコンバッグが山積みになっている現状では営農再開に向けての意欲がない、営農再開はできないというような方がいっぱいいらっしゃいます。今、フレコンバッグの話は、さきの全協の中で今後の搬出計画について説明は受けましたけれども、改めて、概略で結構ですから、計画を伺っておきます。

復興対策課長(中川喜昭君) 村内にありますフレコンバッグを中間貯蔵施設への輸送という件でございますが、国のほうの計画では、当面5年間の見通しということで今のところ計

画をしているということで、5年間計画の中では、県内にあります除染から出た廃棄物、約6割、7割の搬出を目指すというふうな見通しを立てているということでございます。

村におきましても、試験輸送で1,000袋、昨年度5,000袋、今年度については2万2,000袋ほど運ぶという計画で説明を受けており、今実際に輸送のほうは始まっている状況でございます。国の方は、やはり中間貯蔵施設となるところのまずは土地交渉、そして用地の取得、あとは中間貯蔵施設としての機能への工事ということで、まずは用地交渉なり、土地取得の進捗が一番問題だというふうな話もありましたが、ここに来て、大分、その土地交渉等とか買収についても進みつつあるということで、若干、5年間の見通しよりは早くおさまるのではないかという話がございました。

また、5年間の見通しの中で、当初、県内から発生する廃棄物が2,000万袋ということでありますが、精査の結果、燃える、可燃物廃棄物について燃やしながらということで1,400万袋くらいまで減るのではないかという見通しもしているところでございます。

前回の全協の中でも説明させていただきましたが、今現在、村内から運び出す部分の割合が、基準がありまして、それが例えば28年度でありますと、県内にある全体の基本枠が50%、あとは双葉の地元の方々が20%、あと発生量に応じて30%だったということで、やはり村から考えれば、発生量が多いということで、やはり終わる時期を幾らかでも早くしてほしいということで、29年度においては基礎枠を40%、地元貢献ということで20%、発生量で40%という形で、28年度から比べれば10%ほど発生量がふえているということですが、やはりもう少し発生量が多いところの便宜を図ってほしいということで、基礎枠30%、地元貢献20%、発生量が50%の枠になるよう、今後の30年度以降の部分でなるように、改めて要望しながら進めていきたいということあります。

また、全協の中でもお話ししたところであります、やはり搬出順序ですね。当初は、除染が終わったところからというような計画をしておりましたが、やはり今議員おただしのように、営農再開の方々にやはり邪魔になる部分があるということもありますので、それらも考慮できないかというふうな話をしておりまして、国の方とはそれらも含めて、中間貯蔵施設への輸送についてはさらに協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

2番(高野孝一君) 村長も常々基本枠を下げてほしいというふうな要望をしておりますので、村としても早い搬出の要望をお願いしたいというふうに思っております。

そういう中で、今までの農業というのは、やはり各農家が農畜産物についてそれぞれ先行してJAの各部会とともに一生懸命やってきたわけであります。現状は、今までと違った形で、営農再開に当たっては村が率先して、作物あるいは農畜産物を選択できるような形で農家に示すべきじゃないかというふうに考えているわけなんですが、これについての見解をお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今現在、営農再開を希望している方、または県の方に4分の3事業や国の方の復興交付金なりの申請している農家の方々は、震災前にやはり主力作物として取り組んでいた作物をつくっているというのが今の流れでございます。ある農家

の方と話をすれば、自分は震災前にやっていた作物を技術も持っているし、それらをまたもとに戻したいんだというような意欲を持っている考え方の方もいるということで、今現在、村のほうにそのような国・県への申達事務でも、そういう考え方の農家の方々が多いというふうな状況であります。

村としても、そういう希望の方々からいただいたものを、販売するルートまできちんと考えていかなければならぬというふうに思っておりまして、なかなか販路が不明確なものを作りましょうという話にもならないという部分では、農家の方々と一致している部分かなというふうに思っておりますが、販路としては農協のほうとタイアップしながら、その辺は、今回作物、つくるものについては、農協なり、花であれば今までの取引の市場のほうとの販路というふうな形で進めているというのが現状でございます。

おただしのように新しい作物ということではありますが、今現在、小菊、福島のほうに避難していた方が村内で営農を再開したいときに小菊も栽培してきたと。あとはJAの合併でふくしま未来になったということでの営農指導の体制も整っているということで、村としても新しい作物として今年実証栽培等を行っていくというような考えをしているところであります。

議員のほうからあります新しい作物、品種という部分もございます。多分にして、検討すればいろいろ出てくるんだろうと思いますが、販路の部分やら、あとは営農指導的な作付の指導、これらがきちんとしていないものはなかなか声がけがしにくいのかなという部分で考えておりますので、その辺については今後も検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（高野孝一君） 南相馬市では、この被災によって飼料米、家畜の餌米を推奨していたというふうな経緯もありますし、今、課長のほうから説明があったように、農協としては、今年度は小菊の実証栽培、あるいはリンドウ、そしてワレモコウを推奨しているんだというふうな話を聞いております。

これから取り組みとして、福島県であるとか、JA、関係機関を踏まえて、村と一緒に協議して、農家が迷わないような方向性を見いだしてやるというのが大切でなかろうかというふうに思っています。これらの関係機関との協議というものはどのようになっているのか、現状についてお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしにいただきましたワレモコウというふうに農協のほうから話があつたという部分ですが、今、県のほうと相双農林事務所の普及部と農協と村、3者連携という形でこれまで何度か協議をしてくる中で、県のほうで花卉振興をもっと村で進めたいということで、今、三者で協議をしております。そういう中で、農協のほうから、今お話をいただいたワレモコウとか3種類ほどの品種について村で振興させていきたいと。農協にすると、やはり農協の市場なり、そういうところでの実績ができるかなということで、ふくしま未来のほうの花卉関係の部長さんもおいでいただきながら、今、花卉の振興ということで、今後、セミナーなり学習会なども県の主催でやるというふうな流れでいっております。

一方、販路の関係では、大田花きさんにいろいろご協力いただく中で、今、カスミソウ

についてもそれらの取り組みをしているということでございます。村でいろいろ進める中で、農協、県、あとはそういう市場の業者のほうともいろいろ協議をしながら、つくったが売れなかつたということにならないような形で進めていきたいというふうに協議をしているところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君）　ぜひ協議を進めていただいて販路拡大にも努めてほしいというふうに思っております。

そうした中、農業に携わる後継者対策なんですけれども、この前の南相馬の懇談会の中で、60歳台の男性が、私たちがあと5年、10年はできるが、10年過ぎたら、できなくなってしまう。その後継者対策を村として必要じゃないかという声がありました。村として、こういう現状の中での後継者対策というものについてはどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしのように、今後の農業を考えれば、今60代の方々が主力になっているということで、30代まで下がれば最高だと思うんですが、やっぱり40代、50代の方々が営農に参画してくれればというような思いもしているところでございます。今、担当課、担当係のほうで、そういう若い方々が営農について、意識的なものを、個人的な部分とか、あとは仲間うちの話ということではありますが、5名の方々の名前が出されております。そういう方々については、実際に作物をつくってみるとか、いろいろな知識を得るとかという部分では、もう少し学習の場が必要なのかなというふうな感じをしているところでございます。村としましては、後継者育成という部分で、まずはそういう栽培をしている農家の方々に入られるような仕組みとか、制度的なものが必要なのかなというふうに思っているところでございます。早急に対応しなければならないところですが、その辺についても、今名前が上がっている方々が何とか営農をしていただける、従事者になっていただけるような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君）　今の答弁は専業農家としてやっていく方々かなというふうに思っております。実は私も子供がおりまして、この事故をきっかけに子供には農業をやらせないというふうな考え方方に立ってしまいました。やはりもう一度、子供に草刈りをさせるとか、トラクターを使わせるとかというような形で農業に携わってもらって、兼業農家としてやはりやっていかなくてはならないなという再認識をしたところですから、今後そういう形で、少しでもやってもらわないと困りますので、後継者対策についても意を用いていただきたいというふうに思っております。

次に、補助申請ですけれども、先ほど、震災前に保有していた農機具は、同等のものを買いかえる場合には面積要件を適用しないことになったと。これは県知事の特認事項に該当させるという話がありました。実は、3月中に何件か、その4分の3の補助事業を申請した方もありまして、面積要件があつて断念した方も実際におられます。そういう方に対して、村としてはお知らせ版なり広報なりに知事の特認事項がありますよということを知ら

せるべきじゃないかというふうに痛切に思っておりますが、これの対応についてはどのようにお考えでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 特認事項につきましては、この4分の3事業ができましてから、そういう農業の規模に応じた適正規模でということがネックになっているということで、多分、議会の皆様方からも国のほうに要望等を出していただいたかなというふうに思っております。そういう意味では、県のほうと詰める中で、配慮してほしいという部分が、まず県のほうにお話をさせていただきましたが、県のほうでも補助事業の一つという考え方で、県のほうの農機具の機械導入については制約があるという話がありました。そういう中で、何度か話す中でそういう特認事項が今年度から適用されるようになったということあります。担当のほうには以前の部分があれば連絡するようにというふうな話をしておりましたが、再度、その辺について連絡等をしながら、再度検討していただくような形で進めさせていただければというふうに思っているところであります。

以上であります。

2番（高野孝一君） なりわい農業の24件という数値は大変低いというふうに思っています。

特認条項があれば、今後5年間の補助期間だというふうに認識しておりますから、ぜひPRをしていただいて、農業をやる方が少しでも負担のないように、お知らせはきちんとやってほしいというふうに思っております。

時間の関係上、教育、学校再開に向けて質問をいたします。

学校再開については、先取りする形で今年度5点の重点事項に取り組むというような話がありました。当初の予算でも花まる学習会、笑育、ふるさと学習等々、あるいはICT、いろいろ予算が措置されて進められるんだろうと思っていますが、改めて、花まる学習塾との連携、あるいは心と感性を育てる教育について、概要をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

教育長（中井田 榮君） まず、花まる学習会の件でありますけれども、実は、当初で予算をとっていただきまして、今年度から試行的にスタートをさせていただきました。現在やっている内容でありますけれども、あしたもまた詳しくご説明をさせていただきますが、一つは、思考力の授業をやらせてもらっています。もう一つは、中学校の放課後塾でありますけれども、これはきょう夕方、開校式があり、3年生を中心に、東成瀬の研修でもありました、放課後、スクールバスが来るまでの時間がありますので、その時間を使って3年生を中心に放課後塾をやっていくというようなことで、きょうから開校式をやりながら進めていきたいということでございます。

さらに、心の部分でありますけれども、先ほど、ご答弁の中でもお答えをしております、心と感性を育てるというようなことで、先ほどの芸術の教育、笑育、読育、木育、食育というようなことで、芸術につきましては、いせひでこさん、小黒三郎さん、それぞれ授業をしていただきまして、今後ともそういった形で外部からもいろいろな形で入っていただいて心の教育も進めていきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君）

先ほど、1番議員等々からも質問がありましたけれども、これまでに高知市と

か秋田県の東成瀬村、さらに宮城県の気仙沼市のようにも視察研修してまいりました。共通して言えるところというのは、やっぱり小規模校の強みを生かした教育、そして地域ぐるみの教育、さらに自然を学習の舞台としているというような点がありました。また、いずれも保護者の共働きが多くて、祖父母の果たす役割が大きいという点も共通点ではなかろうかというふうに思っております。

帰還が進まない中で、地域ぐるみの教育とかふるさと学習というものをどのように進めしていく考えなのか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、今まで、中学校も含め、ふるさと学習をずっと進めてまいりまして、震災以降、それが評価をされて、博報賞、さらには文科大臣賞もいただいたわけであります。それを引き続き今年につきましても、帰村、さらには学校再開になるわけでありますから、さらに今まで以上に地域とのつながりを持ちながらふるさと学習を進めながら、心の教育もあわせて進めていきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 今年度の取り組みはわかりました。

新聞報道では、福島市で田植えをやったとかいうような報道もありますけれども、来年度は村での学校再開になるわけですから、この辺も重要ではないかなというふうに思っております。その点について、もう一度考え方をお聞きいたします。

教育長（中井田 榮君） 実は、あしたも詳しくやりますけれども、教育課程の編成委員会を実は5月に立ち上げております。この内容は、簡単に言えば、授業、特に国語・算数、国語・数学・英語・理科・社会、その授業の内容、さらには特色ある教育をどういうふうに編成をしていくかというようなことで、実は先生方25名委嘱をさせていただきまして、これは全体の半分以上の先生方に委嘱をした格好になるわけでありますけれども、持ち帰って、さらに学校を挙げて教育内容を編成をするということで、それも含めて、今後とも、村としてもこの教育内容に隨時検討を加えながら魅力ある学校にしていかなければというふうに考えております。

さらに、それを進めるに当たっては、前にグランドデザインを出させていただきましたけれども、村として、魅力ある教育につきましては6項目、さらに、未来志向の教育につきましては5項目、活性化する教育については3項目の提案をしながら学校に説明をし、さらにこれを教育課程編成委員会の中で検討していただいて、隨時、内容をまとめていきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君） ただいま答弁のありました教育課程編成委員会の話がありまして、そのグランドデザインについても今後協議するというふうな話であります。新聞等々でも報道されましたけれども、この委員会には先生方、あるいは幼稚園も含めての構成となっておるようでありますけれども、父兄が、保護者が入ってもいいんじゃないかなと思う点については、どのような考え方でしょうか。

教育長（中井田 榮君） 保護者につきましては、実は、グランドデザインにつきましては、校長会、さらには学校運営協議会、定例の教育委員会等々で検討し、さらに村長、副村長にもご説明をし、方針案として固めて、これをもとに教育課程の編成委員会にこういうふうな基本的な考え方をもとに教育課程を編成してほしいというようなことでお願いをし

ているところであります。

今ほどのご質問の保護者につきましても、この内容についても保護者会、さらには授業参観等々でこちらから出向いて内容等を詳しくパワー・ポイント等で説明をし、こういった案ではありますけれども、グランドデザインの内容で、これから教育の内容をまとめていきたいと思いますというようなことで説明をしているところであります。

これは、教育課程につきましては、校長先生方が編成権があるわけでありますけれども、ただ、震災以降、今回帰村して学校を再開するということでありますので、村を挙げての事業でありますので、議会のほうにもその都度説明をしながら、内容等についてはいろいろご意見をいただきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君） 問題は、施設が整備される、特色ある教育が編成されるという中にあって、来年度の入園、入学状況はどうなのかというふうに心配しております。今年4月の入園、入学状況は、幼稚園が6名、小学校が2名、中学校9名の計17名でありました。全校生徒、幼稚園も合わせて、幼・小・中合わせて139人となっております。これは震災がなかった場合の人数640人に比較して21.7%の、減少率にしてマイナス78.3%になっているというような数字です。要は、いかに入園者数、入学する児童生徒をふやすかにあると思っておりますが、募集に関する対策というものはどのように考えているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 募集でありますが、実は、今ほどご質問あったように、本来だったならば640人だったわけでありますけれども、現在139人というふうなことであります。今年度の就学する際に、先生方、それぞれ面談をし、今後の考え方についてそれぞれ聞き取りをしているわけでありますけれども、今後、来年でありますが、さらに減りまして、50人ぐらいになるんではないかというふうなことで推計をしているところであります。

そういうことで、今ほどご質問あったように、なるべく多くの子供たちに就学してもらうような手立てをしなくてはいけないというようなことで、ハードのほうはご質問あったように、少し、若干おくれましたけれども、着手が進み、さらに教育の内容について、一番大事な教育の内容について、どんなふうな教育をするかというところもまとめて、建物の修繕、さらには施設整備の内容を簡単にまとめたもの、さらに教育の内容も含め、特色ある教育はどのようにしていくのかというようなところもまとめたパンフレットを実はつくりていきたいというようなことで、今度の補正予算に計上させていただいたところであります。

5月の末に総合教育会議をやったときに、村長、副村長、さらには教育委員が入ったときに出た内容ですが、あした説明しますが、2学期くらいに実はパンフレットをというふうに考えていたわけでありますけれども、それでは遅いというようなことで、1学期中に配布ができるような形で、パンフレットをつくり、建物の修繕の内容、設備の内容、教育の特色ある内容をまとめてお配りをしながら、さらに就学状況が上がるよう進めていきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 答弁の中に、スクールバス云々についてはなかったわけなんですが、学校再開に当たって、スクールバス運行が当然長くなるわけであります。保護者が村内に居

住しない、居住できないと思っている方が多い中で、現在より通園、通学の時間が長くなる、巡回コースがさらに限られてくるのではないかなというふうに考えていますけれども、これらの対策というのはどのように考えているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 全村避難というようなことで約6割の方が今福島市に避難をしているというふうなこと也有って、現在、スクールバスで送り迎えをしているわけでありますけれども、帰村になつても、やっぱりそれぞれの家庭の事情也有って、一氣には帰村できないこともありますので、引き続き、福島等々から就学できるような対策をということを考えております。

現在、既に国・県とスクールバスの件につきましては協議をしているところであります。さらに、先日の復興庁の会議では、村長、副村長のほうにタクシーのほうも大丈夫ですよという話もしていったというようなことでありますので、スクールバスも含め、タクシーも含め、問題のないような形で就学できるような対策をこれからも国・県と詰めていきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 今、スクールバス対策の一つにタクシーの利用というような答弁がありましたので、やはり少人数で広い範囲に通学路がかかわるというような中では、ぜひ、タクシーの利用は最大の効果があるのではないかというふうに考えております。

さらに、学校再開に当たり、今まで村としては草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校を統合しないで連接型で当面進めて、将来的には小中一貫教育を進めるとしておりました。再度、方針として変更がないかどうか。ないとすれば、その中間としての小学校の統合という件に関してどのような見解を持っているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 学校について、議会のほうにも今の幼稚園、さらには小学校、中学校あるわけでありますけれども、そつくり帰村になったならば戻すというようなことで現在進めているわけであります。

幼稚園につきましては、保育所と幼稚園と一緒にした認定こども園にして、そして、前、鳥瞰図でもお示ししたとおり、中学校のところに一箇所にまとめていきたいということで現在進めているところであります。

さらに、小学校でありますけれども、実は総合教育会議の中で、来年は、今引っ越しをしながら、準備をしながらというようなことで進めていますので、議会にご説明していますように、今のままそつくり学校再開をしていくように進めているわけですが、その次の年には、できれば小学校を統合して進めてはどうかというようなことで村長のほうから話をいただいておりますので、そういう方向で状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 1年後には統合を進めるというふうなお話がありましたけれども、統合に当たっては、例えば校歌であるとか、校章であるとか、いろいろな課題があるかなというふうに思っていますが、1年という期間で特色ある教育とあわせて可能なのかどうか、再度答弁をお願いしたいと思います。

教育長（中井田 榮君） 実は、認定こども園もつくりますので、あした、こういった一覧を示しながら、年間の進め方等々について、資料を使ってご説明したいなというふうに考え

ております。認定こども園につきましては、今年度、園名、園歌について、協議をしながら、完成になりましたならば4月から開園できるような形で進めるよう協議はしていきたいというふうに考えております。

小学校、中学校でありますけれども、この辺は就学者数というんですかね、そういうようなこともありますし、その状況を見ながら、ただ、1年後にはというようなことがありますので、内容も含めて検討していきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君） 施設の整備については再開に支障を及ぼすものではないというような答弁でありましたけれども、現在の状況を見ますと、ようやく校舎整備のためのプレハブができたり、外柵を回したり、アスファルトを剥がすような工事の状況であります。村長は、さきに、12月をめどに内覧会を実施して、保護者や地域の方々に見てもらって、一人でも多くの方を入園、入学させたいというような話がありました。今の時期、これから工事を踏まえると、内覧会については、どのような考え方を持っているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、スタートが若干おくれまして、本当にご心配をおかけしているところであります。当初、12月というようなことで、ばっちりはできなくても、こういった形になりますよというようなことを親御さんに見ていただく、子供たちに見ていただくということが、やっぱり就学率が上がるのかなというふうに考えております。状況を見ながらでありますけれども、内覧会は早目にやって、そして、就学者数を、就学率を上げていきたいというふうに考えておりますので、その都度、またご案内、ご相談させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番（高野孝一君） ゼひ学校再開に当たっては、ゼひあげたいというようなことがあって、少しでも多くの子供たちが就学できるようになればいいなというふうに考えております。営農再開にしても、学校再開にしても、村にとっては非常に大きな案件でありますので、努力いたしまして、今後の営農あるいは教育を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（大谷友孝君） 7番 伊東 利君。

7番（伊東 利君） 平成29年第7回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

3月末をもって、長泥地区を除き、避難指示が解除されました。どれだけの村民が戻られるのか、期待と不安ではありましたが、純粋に帰村された村民は149世帯、333人であるとの報告がありました。要因は多々あると思われますが、生活環境への不安があるのではないかと思われます。村は復旧・復興を目指し、着実にインフラの整備が進められておりますが、村民が安心して暮らせる環境にすべく、さらに加速していくことが重要であります。一方で、村の基幹産業である農業が再開され、豊かな収穫を期待するものであり、なりわいの産業となるよう、さらに支援が必要であるのではないかとも思われます。以下のことについて質問をいたします。

質問の第1は、農業振興対策、堆肥供給施設の整備についてであります。

農業の基本は、豊かな土づくりからとも言われます。除染によって農地は荒廃しており

ます。以前のような農地を取り戻すための土づくりには堆肥の投入が重要であり、個人で堆肥を求めることができない状況にありますので、村において堆肥供給センターなどを整備してはどうか、伺うものであります。

2つ目として、商工業対策について伺います。

生活インフラ整備の進捗についてですが、共同店舗の計画が進められておりますけれども、どのような業種と体制で運営されるのか。また、いつオープンするのかを伺います。

以上2点について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 7番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは商工業対策のほうについて、農業振興のほうは担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

村は、帰ってこられる村民とか、一時帰宅される村民への買い物支援事業ということが必要だろうということで、これまでいち早く仮設のコンビニエンスストアの開所をやつてきたところであります。さらに今、宅配事業とか移動販売事業など各事業者に協力をいただきながら、まだまだ不備ではありますが、実施始めているところでございます。

さらに、買い物環境での村民生活の利便性、あるいは村民の帰村促進などを図るために、飲食店や生活用品、生鮮食料品に入る共同店舗の整備が必要と考えて、商工会とここ2年ぐらい協議を進めてきたところでございます。これまでの取り組みの経過でありますが、村商工会による民設民営による整備では国からの補助金が受けられないということがわかりましたので、村商工会と協議をしておりまして、公設民営での共同店舗の整備を計画していくかなければならないなど、こういうふうに思って今進めているところであります。

その共同店舗の計画ですが、整備場所は、今のところといいますか、ほぼ決定であります。草野字大師堂にあります旧テレサを村のほうが買ってと、こういうことでございます。国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、別名、商業施設等復興整備補助事業ということですが、これを活用させてもらって、土地と建物を村が買い取りまして既存の建物を改修していくということでございます。

なお、この補助金は、土地・建物の購入も含め、それから中のリフォームも含めて100%の補助ということで、大変有利な事業になるのではないかというふうに思っております。

事業運営については、村商工会が主体となって、各種団体等から出資を募って運営母体を設立して、例えばまちづくり会社などつくって運営することとして、村はその運営に負担はありませんという話をしているところであります。

また、村の商工会では、出展希望者を現在募っているようでありまして、現在のところ、飲食業、生鮮小売業、酒小売業、整体業、金物の委託販売など5店舗が希望しているというふうに聞いておりまして、今月の6日に出店者説明会を開催し、12日に商工会の理事会で協議するという予定になっているようでございます。

さらに、早急にそのまちづくり会社的なものを設立し、組織の体制づくりを進めるということのようでございます。

今後、村としては、補助事業が承認され次第、予算化し、議会の承認を得まして、旧テ

レサの土地と建物を取得して、既存の建物の改修工事などを進め、できれば来年春ごろにオープンできればいいなと、こんなふうに考へているところであります。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問1の農業振興対策の堆肥供給施設整備についてお答えいたします。

除染後の農地については、山砂等を原材料とする客土そのものの地力が低いことから、除染工事の一環として、10アール当たり1トンのゼオライト、100キログラムのヨウリン、80キログラムのケイ酸カリ等を散布した上で耕耘をする地力回復工事を行っております。

しかしながら、この地力回復工事は最低限のものであり、米、野菜、牧草等を作付しようとした場合は、議員おただしのとおり、堆肥や化成肥料を施用した上で緑肥作物を栽培するなどして、まずは土づくりをする必要があります。

現在、村では、作物を作付することを届け出いただいた農家の方に対して、対象圃場10アール当たり1トンの堆肥を福島市にある復興牧場から順次搬入をしております。

なお、これらの費用は、全て福島県営農再開支援事業の対象であるため、個人からの負担金は一切いただいておりません。

また、不足する肥料分については、生きがい農業であれば、農による生きがい再生支援事業を活用して導入していただくように誘導しておりますし、なりわい農業の方については、種苗の導入支援や栽培指導をすることで負担軽減を図るよう事業を展開しているところでございます。

村としては、震災前に実施しておりました循環型農業の再生を目指して、今後、農業を再開する畜産農家と稻作農家等が連携して生産された堆肥を地元に還元していくことを想定しております。また、この際、村振興公社の堆肥センター施設を活用し、良質な堆肥の生産再開についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（伊東利君） それでは、何点か再質問させていただきます。

堆肥供給センターの考え方であります。震災以前の村の振興公社でやっておりました堆肥センター、まさにすばらしい供給体制のもと、良質な堆肥で、園芸農家、特に施設園芸にはすばらしく、そして大変な役割を果たしてきたと思います。今の話ですと、復興牧場から堆肥は補助事業で入れているということであります。

先般、農協の支店の委員会がありまして、私も委員の一員でありまして出席させていただきました。やはり優良な土壤づくりが農業再開に向けては一番だと。でも、なかなか堆肥の供給が難しいんだというお話をありました。農協では、今、課長の答弁にあったように、そういう制度で復興牧場と中島村の原田さんから来ているんだという話はあったようですけれども、やはり、ただ堆肥といつても、そのまま還元するのではなくて、やはり切り返しをきっちりとして有効な堆肥にしないと、当然、これからは大規模な農業もそうでしょうけれども、施設園芸というのは、花を含めて、かなり進めるわけですから、そういう堆肥供給というものが私は必要なんだろうということで質問しています。ですから、将来は、この施設を使ってと言われますが、明確にどのような堆肥を供給できるのかというも

のをお聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、今課長が説明しましたように、地表をとっているということでありますから、その地力を回復するというのが村の大切なこれからの大いに大きな事業だなというふうに思っています。何人かの方から、昔公社でやった堆肥のつくり方をやっていかないと、という話がありますが、あれはただの切りかえだけではなくて、いわゆる熱処理をしているものですから、いわゆる雑菌なり、あるいは雑草の種が入らないという長所があつてので、引く手あまたということだったような気がします。それをやっぱり今からやるべきではないかということなんですが、大型のあの機械、堆肥の状況などを見ますと、そういうことも大切なというふうに思っていまして、ある程度やるとなれば、今ここ三、四年の間ぐらいでないと復興予算なり何なりは使えないなという思いも一つ持っています。

それから、もう一つは、今、三重県のいわゆる赤塚植物園も堆肥をつくっておりまます。ということで、園芸のほうですね。その辺も視野に入れながら、いわゆる施設園芸用と大規模的なところのものと、両面あたりをにらみながら、両方しなければならないのか、どちらかで集中できるのか、そんなこともやっぱり考えていかなければならないなということ、いずれにしても、今ご指摘いただいたように、地力をどうやって回復するのか。ある意味では、牧草などを植えて、本来ならば何年ももつのでしょうかけれども、毎年、毎年、耕起をしながら地力を回復していく。そのための種代あたりの、いわゆるある程度の補助というのも考えるとか、いろいろな手があるだろうと思いますので、今ご指摘いただきましたように、これから地力の回復をどうするか、真剣に考えて、また議会とも相談させていただきたいと、このように思っております。

7番（伊東 利君） 確かに熱処理で雑草が生えない。全くそのとおりの堆肥でした。ですから、すばらしいと私は評価しているんですけども。確かに、これから大規模にやるのには、そんなものには供給はできないはずですから、優良堆肥というのは、これからハウスをやれば必ず連作障害というものに突然なります。というと、やはり有機物質がなければダメだということで強調しているんですけども。

先日、宮崎県の農業法人はどういうところに行ってきました。やはり、ものを栽培して、特化して売っていくには、ストリ一性が必要だという話でありまして、ここはやはり畜産の村ですから、糞尿をふんだんに投下して小清水ブランドというブランド米をつくり、そして売っているという話であります。

我々もこれからただ市場にばらまいてもなかなか難しいわけですよね。特別、こういう事態ですから、売れないと。だから、そういう特化したものにして売っていくのには、やっぱり、こういうここでの堆肥をいくら投入して、こういう栽培ででき上がったものですから、安心して使ってくださいという、そういうものになっていくのではないかなど思いますので、取り組みについてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 本来は、畜産の村ですから、非常に循環型のシステム、あるいはそういうものから優良堆肥ができる。こういうことのはずだったんですが、これから畜産がどこまでが可能性として出てくるのか、余りにも少なくては……。以前は公社が300トンは一

貫して堆肥が活用できるという数字があったわけでありますけれども、それは公社がいわゆるほとんど動かさないで、そこで動きができる、こういうものでできるということだったんですが、それぞれの農家から運んできてどうのこうのということになると、いつまでこれが続くのかという、経費がどうなるのかということもありますから、ただ、いずれにしても、やっぱり堆肥はつくっていかなくてはならないということですので、もう少し時間をいただいて、いろいろな角度から検討させていただければと、このように思っております。

物語の話、全くいい話を聞かせていただきましたので、何か飯館村のまた別な意味での物語をつくった堆肥なり、あるいは産品なりが必要だろうと、このように思っております。

7番（伊東 利君） ゼひそのように村の施設でやって、農家が安心して栽培できるような仕組みを、施設をつくっていただきたいと、このように思います。

次に、商工事業のことですが、今お聞きしますと、検討に入って、旧テレサ、あそこを使ってやるんだということで、今の話ですと、5店舗が入ってやるということですが、この協議は6日に説明して、きょうの商工会の、ということですけれども、職種の選定に当たってはどのような形で募ったのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応、共同店舗に入る出店者の部分については、先ほど答弁しましたように、事業運営については商工会が主になってやっていただくということになりますので、出店する店舗等については商工会のほうがまとめていただきて、ここに答弁しましたように、全て商工会のほうが出店の説明会なり、あとは理事会等で決めているというような状況になっております。

以上です。

7番（伊東 利君） というのは、あともう一つは、場所の選定であります。私が、そういうふうに、あそこを店舗として、他社5店舗が入ってこの店舗で営業するということになると、ああいうつくりの中で、いわゆる店を利用するほうとしてですよ、本当に利用しやすいのかということで、きのう、私、部落の集会があつて、帰りがてらに山木屋を通りまして、山木屋の共同店舗を、まだオープンはしていませんでした。眺めました。やっぱりああいう店舗づくりでないと、一つの屋根の中で対面になるのか、どういうつくりになるのかわかりませんけれども、利用者としてのほうから考えたときに、どのように感じるでしょうかね。この辺の想定を聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、入店の希望の部分で、きょうの理事会等でも協議されるということですが、先ほどの5店舗のほかに、クリーニング店も入る、まだどの方というのは聞いておりませんが、そういう情報もいただいております。そのほかにも説明する中でふえる可能性があるのかなというふうに思っております。

建物の部分でありますが、まず、建物の改修については、これは村だけでやるとか、商工会だけでやるではなくて、今、議員おただしのように、村民が使い勝手がいいような形、あとは中に入られる店の方々の機能性という部分ではいろいろ協議が必要なのかなというふうに思っております。今後、国等にも補助申請等もしていくわけでありますが、そういう中での基本設計、あとは実施設計等々、今後出てくるのかなというふうに考えており

ますけれども、そういう中で、やはり商工会なり村と、あとは出店希望者の方々が連携して、どういう間取りがいいかとかそういう部分を考えていきたいなと思っております。

なお、あの建物については、外観等についてはあのままの状況で、中は全て一度まっさらにした状況で検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 多分、いわゆるそれぞれの店が区切られていて、私はクリーニング屋に入るんだ、私は食堂に入るんだという、そういうところが入りやすいんだろうと、こういうことだと思います。それが1軒の中に雑居してきた場合にどうなんだということで、多分それぞれ一長一短あると思います。間違いなく、雑居のほうはそれなりのマイナス面はあるなという気はします。そこをどういうふうに工夫していくかというところを商工会にも考えてもらいたいし、私らも一生懸命やっていきたいなというふうに思います。

ただ、ちょっと入りづらい面はあるのかなというのは私思っていました。ただ、少なくとも、十字になったところの真ん中でありますから、うまくやれば、まあまあお客様が入りやすい、あるいは前々から、そういうものがあるよという看板か何かを上げて、入りやすいようにやっぱりしてあげなければならぬなど、こんなふうに思っています。

外観も、あの舗装も、全て新しくリフォームする。という形にしないと、そのまま使えという話ではやっぱり皆さん方に喜んでもらえるようにならぬだろうと、このように思っています、ちょっと担当というか、ほかの方は大体このぐらいじゃないかという話なんですが、こちらとしてはかなりの金額を掲げないとだめだらうなというふうに思っていますので、また議会にご相談させていただきたいというふうに思っております。

7番（伊東 利君） 今村長言いましたように、一番は入りやすさだと思うんです。例えば、あの店のつくり、こういうふうに屋根がこうなっていますよね。中に5店舗も6店舗も入っているのに、看板がどんなふうに出てくるのか、ショッピングセンターできるんだか何だかもわかりませんけれども、中に入ってみなければ何があるのかわからないというような、やっぱり本当に知っている人だけが利用するだけのことになってしまふんではないのかなと想像しています。

だから、中にこれからまた別な店も入る予定だということで、期待するものがあるんですが、そういう入りやすく、経営ですから、経営者も成り立たなくてはなりませんから、人が入らなくてはなりませんので、そういう入りやすさ、使いやすさ、実績の上がる店舗ができるようにということで計画をしていただきたいと思いますし、さらに今後の運営に対する支援というものが、例えばオープンしたけれども、合わないからすぐやめたなんていうのではなくて、継続性というものに対する支援。支援してもらったからいいわけではないんですけども、そういうものも必要じゃないのかなと。継続された部分で運営の一部、どんな形でやるのかわかりませんが、そして、安心して店舗経営ができるような体制は、どのようにお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 気持ちはあります。ただ、少なくとも最初から我々が応援ができますよという話では、多分やっぱり本気度が薄くなるのではないかなどというふうに思っています。運営費という話にはなりませんけれども、いろいろな形で、やっぱり大切な大切な村の商

業施設になりますから、考えていくときが出るだろうというふうに思いますが、何せ運営は最大限自前でやっぱり努力をしてもらうということが大切なんだろうと、このように思っていまして、改めて、先ほどの入りやすさなり、あるいは今の話なり、ご提案いただきましたことを肝に銘じて、これから商工会と話し合っていきたいと思います。

以上であります。

7番（伊東 利君） 最後にします。

オープンが来年の春、目指すというようなことでございます。先ほども帰村の状況の中に、やはり生活のインフラ整備というふうなことであります。今回の広報にも、ちょっと出て、ファンズの移動販売とかで非常に助かっているという、こういうお話をですね。ですから、まず店舗、そういうものがやっぱり安心して買い物ができる。どこに行って用足しができる。これは何回も言われているように、高齢者しかいないとかになれば、免許もなくなるって近いところで買い物をしなくてはならないという段階にだんだんくるんだろうと思います。ただ、いち早く、私は、生活インフラの中でもそういうものを優先して進めべきだと、このように思ってきました。ですから、時期が遅れないように進めていただくことを希望して終わります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第2号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、6月9日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、復興庁所管による被災児童生徒就学支援等事業交付金を財源とした単年度の交付事業が行われています。平成29年度は62億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で負担、支援するものです。

平成28年3月11日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の具体的な取り組みの中にも「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とあります。

これからも経済的な支援を必要とする被災した子供たちがたくさんいます。

つきましては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国費で支援する被災児童就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。  
以上で、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ⑤散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時29分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月12日

飯 館 村 議 会 議 長

大 木 友 葉

同 会議録署名議員 高野 亮一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 加野 新一

平成 29 年 6 月 15 日

平成 29 年 第 7 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）							
招集年月日	平成29年6月15日（木曜日）						
招集場所	飯館村役場						
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成29年6月15日 午前10時00分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 8名 ○出席 1名 △欠席 不応招 △○公欠	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○	
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○	
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○	
	7	伊東 利	○	8			
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	△	
署名議員	5番 北原 経		6番 松下 義喜		7番 伊東 利		
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 庄司伸也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○	
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○	
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○	
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山 宏行	○	
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋 賢治	○	
	農業委員会会长	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	石井 秀徳	○	
	選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成29年6月15日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第58号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第59号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第60号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第61号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第62号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第63号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第64号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第65号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第66号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第67号 いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第68号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について
- 日程第 15 議案第69号 復興住宅エリア造成工事請負契約について
- 日程第 16 議案第70号 飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について
- 日程第 17 議案第71号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について
- 日程第 18 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 19 閉会中の継続審査の件
- 日程第 20 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 21 議員派遣の件

## 会議の経過

### ①開議の宣告

副議長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日、議長が都合により出席できませんので、かわって私が本日の会議を進行させていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員8名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ②諸般の報告

副議長（飯樋善二郎君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告いたします。

本日村長よりその他案件1件、人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、発議第1号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が、提出者松下義喜議員から提出されております。

次に、6月13日に、議会運営委員会が本定例会の日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、大谷友孝議長から体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上でございます。

### ③日程第1、会議録署名議員の指名

副議長（飯樋善二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北原 経君、6番 松下義喜君、7番 伊東 利君を指名します。

### ④日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

副議長（飯樋善二郎君） 日程第2、村長の追加提出理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第71号ですが、道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更についてでございます。

平成28年7月11日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結びまして工事を進めてまいりましたが、避難指示解除により本年3月31日以降の工事にかかる労務単価について特殊勤務費を減額する改定が生じましたので、当初の工事請負額を283万1,760円を減額する請負契約の変更について、皆さんに議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は7億6,840万7,040円でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

飯館村大倉字松ヶ平451番地、高木久子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要でございます。よろしくご審議の上、御

議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

(午前10時05分)

◎再開の宣告

副議長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

◎日程第3、発議第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第3、発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番（松下義喜君） ただいま議題となりました国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を朗読をもって提出いたします。

東日本大震災から6年が経過し、平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、被災児童生徒就学支援等事業交付金となり3年目を迎えた。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

平成28年3月11日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の「具体的な取組」の中にも、「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とある。

被災により、これからも経済的な支援を必要とする子供たちがたくさんいる。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、平成30年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 宛てであります。

副議長（飯樋善二郎君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災指導生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第58号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第4、議案第58号「平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

1番（相良 弘君） 資料No.2の19ページでございますが、その中に、地区集会所補修補助金が上程されております。行政区としては5行政区の補助でありますけれども、飯館村の行政区の中には行政区の集会所のほかに組の集会所がございます。それについての補助金は該当するのかどうかをお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 集会所の補助制度でございますけれども、10年以上前になるかと思ひますけれども、補助制度を設けてございまして、議員おただしのとおり、各行政区によつては1つだけではなくて、班単位で集会所を持っている、複数の集会所を持っているところもございます。その中で、不公平感が生じないような形で集会所の保全を図っていくかということで、その際に、集会所を各行政区に1つ、正集会所、メインとなる集会所を一つ決めてくださいと。残りの集会所については準集会所、サブ的な、補完的な集会所という位置づけで補助金の差別をしているところでございます。主集会所につきましては、建物の修繕、それから一部備品等々についても2分の1の範囲で補助をするという制度がございます。その制度を利用して、今回は5つの行政区からですが、補助の申請が上がつておりますし、今回、事業費の2分の1の予算をお願いしているところでございます。

サブについては、制度だけでございます。

1番（相良 弘君） 一応、地区集会所の補助については今説明あったとおりですけれども、これは6年以上にわたる避難生活の中でなかなか手入れもできないということで補助制度になったと思うんですが、それとは別に、墓地について、6年から管理がなかなか行き届かなかつたと。今年もお墓参りするわけですけれども、大分修繕する箇所ができてきたんですけども、墓地についての補助金は考えているのかどうか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、ご要望があることは承知してございますが、今のところ、村としては制度を持ち合わせておりません。今後、もしあればですけれども、今のところは村の中では考えていないところでございます。

1番（相良 弘君） 墓地の整備については、各行政区ごとに、直すものは自己資金で直すと

ということですね。

総務課長（愛澤伸一君） 今のところは村としての補助制度は持ち合わせていないということですございます。（「わかりました。終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） そのほかございませんか。

4番（菅野新一君） 19ページなんですけれども、総務管理費の花の作業人夫賃、下のほうの1項なんですけれども、内容をお聞かせ願います。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのところは、総務管理費企画費の賃金、作業人夫36万5,000円とその2つ下、需用費、消耗品の中でご説明をいたしました花の苗代ということであろうかというふうに思っておりますが、こちらは、道の駅が8月にオープンするということで現在鋭意作業を進めているところでございます。オープンの時期に合わせまして、県道を挟んだ反対側の農地にはヒマワリを植えて、オープンの時期に花が咲くように今段取りを進めているところでございますが、道の駅の入り口付近には、現在、芝といいますか、草地での保全ということで今進めているものですから、オープンの時期に合わせて、県道沿いにやはり花が欲しいということで、今回、予算をお願いしまして、オープンの時期に合わせて咲くような花を整備したいということでございます。敷地に沿って細長く、およそ1メートル弱くらいの幅で道路に沿って植えたいというふうに考えてございます。

4番（菅野新一君） 花の種、消耗品費に入って、あと、ほかにブロンズ像というのも一緒になっておりますか。

総務課長（愛澤伸一君） こちらの企画費需用費、消耗品の内訳でございますが、ただいま申し上げた花の苗が160万円ほど充てることにしてございます。残りの80万円ほどが避難指示解除の際に作成しましたブロンズ像の追加分400個分でございます。当初、600個用意いたしました、避難中大変お世話になった皆様に御礼の意味も込めて記念品という形でお渡しましたところでございますが、もっと幅広くご挨拶をしなければならないところもございますので、今回、追加で400個お願いしたいということでございます。

4番（菅野新一君） ブロンズ像を400個お願いしたという、今後もそういう方向でちょっと考えることですか。

総務課長（愛澤伸一君） 当初作成しました600個と今回400個追加で合わせて1,000個というところでございますので、この辺を上限にしたいということで、これ以上の追加は今のところ考えでございません。

4番（菅野新一君） 21ページの総務費の1項の15、工事請負費で道の駅「までい館」太陽光設備設置工事になっております。30キロのメガソーラーということになっております。それはどこにということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 道の駅「までい館」でございますが、こちらは村の防災拠点という位置づけもございまして、停電になった際の非常電源を設置しなければないということでございます。今般、補助を利用して、「までい館」で使用する電気、こちらを賄うための太陽光設備を設置することといたしました。職員用の駐車場がお客様用の駐車場とは別に建物の西隣りのほうに用意されておりますが、そちらのほうに屋根をかけるような形にして、その屋根の上に太陽光パネルを置いて電源を確保したいという考え方でご

ざいます。

4番（菅野新一君） それでは、質問を変えます。

25ページ、社会福祉費の委託費ですが、サポートセンター業務で、いいたてクリニックで今後やるという3,648万6,000円、この内容はどのような……。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまのおただしの件ですが、昨日の全協の際にもお配りしております資料の裏のほうに載ってございましたが、事業の中身といたしましては、1節の一般管理費、管理業務といたしまして、内容的には1,300万ほど。総合相談事業ということで340万ということで、あとはメーンとなります地域交流サロンということで980万、高齢者等の見守り、安否確認活動ということで、これは送迎等々を考えているということで、この部分につきましては700万程度、総額で3,600万というふうに考えております。

以上です。

4番（菅野新一君） 27ページ、お願ひします。

27ページの農林水産業費の一番下の農業基盤整備事業、これの今の進捗状況などはいかがですか。

建設課長（高橋祐一君） 27ページの農業基盤整備工事ということですが、現在、27年度の災害復旧の部分を継続してやっている部分であります。再生加速化交付金のほうで事業を実施しております。その中では、請負費として村で14カ所の工事箇所があります。そのうち、2カ所がちょっと残っているような状況であります。その2カ所の分の工事費として、今回、1,477万5,000円の工事費ということで上げております。そのほか、直営工事、生活環境整備等で道路・水路の面の復旧ということで進めているわけであります。帰還、避難解除になってからいろいろな災害復旧のお話がありまして、現在、その辺を取りまとめているというふうな状況であります。

4番（菅野新一君） 31ページ、商工費ですが、伊達市見城坂仮設設備解体工事になっていますけれども、電柱移転214万1,000円、このその内容というのをお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 31ページで、工事請負費で214万1,000円ほど今回計上しておりますが、当初では工事の本体について上げておりまして、今回、電柱移転、あとは給水管の撤去等々で追加という形で214万1,000円ほど計上させていただいております。伊達市の「見城坂」、これは「みじょうざか」というふうな工業団地名であります。避難になりましたから、村外での避難先での事業再開ということで、ここに石材業が3社と、あとは製造業者1社ということで利用してきたところでございます。この4社が今回3月31日に、伊達市のほうからの協議もございまして、退去という形で、今回、その仮設施設の解体をするというものであります。伊達市のほうといろいろ協議をする中で、昨年、予算をとる際に、電柱4本、給水管等について、伊達市のほうから利用する企業があるかもしれませんということも見込みでありましたけれども、様子を見てほしいということでしたから、当初の設計にも上げていなかったということあります。4月以降に伊達市さんとのほうと協議をする中で撤去をお願いしたいというふうに要望があったものですから、今回、追加という形での予算を計上させていただいたということであります。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君）ほかに。

2番（高野孝一君）19ページ、2款総務費1項総務管理費の財産管理費で、説明の中ではセンター地区の土取り場の保全管理、土砂流出防止対策をするんだというようなことで、賃金、重機借上料、補修用等の資材というようなことでそれぞれ金額が載っておりますけれども、あそこは土取り場として返されたというふうな経緯の中で、けさほども確認してきましたが、結構広い面積であります。重機を使って耕運して、人夫賃で牧草の種をまく、あるいは流出防止にこういう資材を使うんだというようなことですが、具体的にどのくらいの面積を、どのような重機を使って、何をまくんだということについてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君）センター地区の土取り場でございますが、土取りが終了しまして、村のほうに返還をされたところでございます。表土が砂質でございまして、風が吹くと大分砂が飛ぶということでございまして、今般、土砂の流出といいますか、飛散防止の対策費として予算をお願いしているところでございます。

今おただしのとおり、しっかりとこの中で草をまくなりして管理をするにはとてもこの予算の中ではできないところでございまして、現在は、必要最小限度の保全管理といいますか、これから梅雨時になりまして雨が降るということでありますので、それで土砂が流出しないような対策、あるいは出した際の保全、補修、あるいは一部草をまくということもあるかもしれません、ただ、全面的に管理をするということではなくて、いずれこちらには将来的な整備計画もあるわけでございまして、そういう計画が始まるまでの短期的な保全措置ということで、必要最小限度の範囲で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

まく種ですけれども、今のところ、クローバー類を考えてございます。

2番（高野孝一君）重機の借上の内容について、あるいは作業人夫賃の人数などはどのように計算しているのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）場合によっていろいろ対応が変わってくるかなというふうにも思います。今おただしのとおり、一部草をまくということになれば、トラクターのようなものも必要になってくるでしょうし、あるいは土砂の流出に対する対応ということになれば、ユンボであったり、ブルドーザーであったりということなのかなというふうに思っております。そういうことで、臨機応変にといいますか、柔軟に対応してまいりたいということで、予算計上しておりますと対応がなかなか難しうございますので、今回、お願ひしているところでございます。

2番（高野孝一君）予算を計上したわけですから、具体的な人夫賃はこういうことですよ、重機はこういうものを何台、こういうものを何台、そういう部分は承知していないわけありますか。

総務課長（愛澤伸一君）済みません、ちょっと資料を整理しますので、お時間いただきたいと思います。

2番（高野孝一君）それでは、時間ありますので、33ページ、消防費の工事請負費505万5,000円が第1分団の機動部の屯所の屋外給排水設備工事となっておりますけれども、これは当

初の屯所、第1機動部、第2機動部、同じような金額で査定され予算が計上されました。その際に必要な工事ではなかったのかなというふうに思っていますが、どうしてこれが別になったのか、理由をお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの点でございます。

今般、飯槌と草野の屯所の整備につきまして、業者からの提案方式によります整備ということで進めてまいりました。その中で、3月の末に当選案が決定して、現在、着工に入ったところでございます。その中で、建物の位置の確定の時期、あるいは建物の向き、こういったものについての協議を進めてまいりまして、今般、位置なり、向きなりが決まったところでございます。その中で、第1分団の屯所につきましては、隣接しております浪江国見線に直接消防車が出入りできるようにということで、浪江国見線の方向に向けて建物を建てる事というふうに決定いたしました。その際、県道との協議が必要になりましたし、自動車の出入りのために、県道上の境界ブロック、歩車道境界ブロック、それから側溝等の入れかえも出てまいりましたので、当初の中では建物内の引き込み部分からの事業費は見ておったわけですが、本管からのつなぎ込みルート等についてはまだ未定だったために本体工事の中には含まれていなかつたということでございます。

それから、先ほどの資料でございます。大変申しわけございません。財産管理費の関係でございますが、作業人夫については、50人分でございます。それから、重機については、バックフォー、ブルドーザー、ダンプトラック等々を見てございます。

以上でございます。

2番(高野孝一君) 50人で106万の作業人夫というのは1日2万円に相当するんですけれども、これは適正な賃金だというふうに思っているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 大変失礼いたしました。手元にあった資料はちょっと前の資料で、申しわけございません。75名分でございます。大変失礼いたしました。

2番(高野孝一君) 議会開催日に風が強い日などは本当に砂塵が舞い上がって、これは何とかしなければならないというふうに感じておりましたので、ぜひ、面積も1段目は目視では3町歩近くあります、高い部分。2段目、3段目の調整池のほうまでは、そういう対応はしないということで、計画しているということですか。下の調整池のほうの部分についてはやらない。面積についてはどのような計画になっているんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 今回、土取り場として整備をした面積は全体で10町歩程度かなというふうに思っておりますが、とてもこの予算の中で全体を管理することはできないというふうに思っておりますし、必要に応じて、特に中学校の近接エリアを重点的に整備できればというふうに思っているところでございます。

2番(高野孝一君) 33ページに戻ります。

設計の段階では確定していなかったというような説明ですけれども、工事をする際には、やはり給排水管をどうするの、電気工事をどうするのという部分まできちんと精査して予算を組むというのは当然のことだというふうに思っていますけれども、それは今、答弁のあったように、アドバイスを受けてというようなことでおくれたというような話ですが、その辺についての、今後、いろいろなこういう工事があるわけですけれども、最初

にやらなければならないというようなことをどのように理解しているのか、確認の意味で、答弁をお願いします。

総務課長（愛澤伸一君）　まさに議員おただしのとおりでございまして、今般、さまざまな事情が絡みまして、追加予算をお願いするような形となってしまいました。内容は、今申し上げたとおり、県道に直接消防車が出入りするための工事が必要になったということ。それから、現場に地盤がやはり弱いところがございまして、そちらの工事が必要になった。そんなことも追加で出てまいりましたので、今回、予算をお願いしてございます。

おただしのとおり、当初からあらゆる状況を鑑みて予算を計上するのはそのとおりでございまして、今後、十分留意してまいりたいというふうに思います。

2番（高野孝一君）　今回の事業費は一般財源というふうに記載されております。屯所自体の工事はたしか村債で対応するというふうなことだったと思うんですが、この部分については後で村債にというようなこともあるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　本体工事のほうは、ご承知のとおり、28年度からの繰り越し事業という形で実施しております、いわゆる起債の協議については終了しているということでございまして、そちらの追加工事分については一般財源で対応させていただきたいということでございます。

2番（高野孝一君）　そうすると、最初から設計を組めばこれらについても村債適用になつたというようなことで理解します。今、話にあったように、繰越明許費で今工事が進んでいるわけなんですけれども、現在の進捗状況と完成予定というのはどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　鋭意、今現場は進めておりまして、基礎工事が今進められている状況かなというふうに見ております。およそ8月、9月中旬までには完成させたいということで今工事を進めておるところでございます。

2番（高野孝一君）　37ページ。

10款教育費の2目飯館村公民館費18節備品購入費として30万3,000円計上されておりますけれども、説明の中では、飯館村をテーマにした版画がもう1点ありましたので、購入したいというふうな説明がありました。とすれば、中島画伯が村をテーマにした作品を今後何点か版画として作成した場合は村として購入する計画なのかどうか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君）　中島さんが飯館村の名前を入れてくれたというのは、村がまでい大使にしております野崎さんという方のつながりがあったので、特例中の特例で2つつくっていただいたということでありまして、二度とそういうことはないというふうに思っておりますので、頼んでも多分ないはずでありますので、これで終わりということでございます。

2番（高野孝一君）　そういうことであるというようなことは理解しましたが、計画場所についてはどうのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　現在、ふれあい館に1点掲示されておりますので、同じくふれあい館のほうに掲示をしたいというふうに考えております。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

7番（伊東 利君） 27ページの、先ほども質問がありましたけれども、15、農業基盤整備工事で野沢と野手上の災害復旧だということではあります、私もさっきから見ているんですけども、災害の内容、状況というのはどうだったんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 農業基盤整備工事の内容ですが、基本的に水路、農道部分のり面の崩落という部分がメインかというふうに思われます。今回の野沢についても、野沢ため池の下流側の水路のところが洗掘されまして、上の農地が落ちているというふうなところをブロック等で復旧したいというふうに考えております。野手上に関しては、農道という扱いでり面の部分をやはり土止めをしなくてはいけないというふうな工事になっております。

7番（伊東 利君） わかりました。

しかば、この工事というのはいつ完了なのか。間もなく梅雨時、災害が発生する時期も来ますので、それに間に合うようにでき上がるのか、予算通ればでき上がることなのどうか、お伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 実は、これは27年度ということで、そのときの災害ではありますが、いろいろな補助事業を入れながら、昨年度、設計書の委託のほうをかけて、今年度、発注という計画にしております。おただしのとおり、今後、雨によりまた災害が起きるというふうな懸念はされますが、現在この発注をしまして、やはり12月まではかかるというふうに見込んでおります。

7番（伊東 利君） 大変な災害で件数も多かったということで、進まないのはわかりますけれども、これは災害復旧ですから、やっぱりある程度の進行を早めないと、次の災害にも拡大するというふうなことになるのではないかなどっての質問であります。ぜひ、大変ではあると思うんですけれども、そこの復旧を早めて、やっぱり次の災害につながらないようにぜひやっていただきたいと思います。

次に、33ページで伺います。

教育総務費の7番賃金にあるんですけれども、臨時雇用で、説明では設計士の事務補助員だと伺ったような気がするんですが、この考え方について伺います。

設計というのは、どういう設計、私の設計という頭は、設計業者がやる設計だと思って考えるんですが、それはそちらのほうで準備するのが当たり前で、村でこの設計というのは、想定するというのか、概算の設計なのか、どういうことでこの事務員が必要なのかというものを伺いたい。

教育課長（村山宏行君） 10款教育費の事務局費の7賃金の臨時雇用ということなんですが、現在、学校等再開整備に係ります技術部門、管理のほうが必要ですので、その技術部門ということで、整備推進室ということで4名の技術補佐を置いて、また建設課のほうから1名、室長ということで置いて、5名体制で今行っているわけなんですが、今後、60億近くの事業を動かすことがありますので、膨大な事務が発生することが予想されます。技術者自体の事務に加えまして、そういう図面の管理ですとか、それから、細々した書類、そういうところの事務補助がどうしても必要ということで、今回、1名、要求させていただいたというところでございます。

7番（伊東 利君） それはそういう部門の管理をする1名と、こう理解すればいいのね。

次に、35ページです。

教員住宅の件について伺います。941万6,000円で草野小学校の教育住宅2棟分を改修するんだということあります。改修はわかります。ここをどのように利用するのかということを伺います。

教育課長（村山宏行君） 教員住宅、現在、草野小学校の東側に2棟、校長住宅と教員住宅がありますが、こちらの改修を予定しての工事費でございます。今後の利用ですが、現在、先生1名、入っておりまし、あと、今回、村のほうで委託をしております学校改修の事業の技術者も1名入っているところでございまして、基本的に改修が終わった後は、学校の先生方に利用いただくということで予定しております。

7番（伊東 利君） 先生が利用して、そこで教育してくれるための居住というのであれば大変いいんですけども、私は、いっぱい住宅がありまして、かなりの数やっていますよね。それがあるって、ここを修繕しても、後、使わないのではという、そちらにつながるんじゃないかなという心配でした。今使っていて、将来も使うというのでは、それは結構でございます。終わります。

副議長（飯樋善二郎君） ほかに。

5番（北原 経君） それでは、2点ほどお聞かせください。

19ページの一番下の需用費の消耗品で、先ほど菅野議員さんからも質問ありました。ブロンズ像の400体というふうな説明を受けましたけれども、246万7,000円というものの割合はどんなふうになっているか、もう一度、お聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） ブロンズ像でございますが、1体2,000円でございます。2,000円の消費税の400個ということで、86万4,000円でございます。

5番（北原 経君） これは追加ということなんでしょうか。ふれあい館で帰村の式典のとき皆さんにあげたものと同じものなのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 同じものでございます。

5番（北原 経君） このブロンズ像が、例えば招待客とかそういった方に、あとは来ていただいた方だけでこの前は配布したのか、それとも、村民どのくらいまであげたいと思ってこれを最初つくって、今回、この400体をどのレベルまでの皆さんに配布したいという形でつくったのか、その辺をお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 実は、3月31日、まさに記念の村のいわゆる避難指示解除であります。そのセレモニーに来た方に差し上げたいというのが全くの趣旨でございました。約300人から350人ぐらい来られたということでありまして、その後も、いろいろ多くの人たちが来たりしているものですから、あるいは村に関係する方もいましたので、結構、やっぱり出ていっているということなので、そうしますと、やはりこれからいろいろな方たちにやはり村の記念として出すということで、一応600頼んだんですが、あと400ぐらいは型が残っている間に頼んでおいたほうがいいだろうということで、今回頼ませていただいたということあります。

一方で、各家庭全部に配るべきではないかというのもあったんですが、なかなか、やは

り、もらっても「何なの、これ」という方に差し上げても、それよりは、やはり村のまでいライフなり、あるいは避難の中で一生懸命頑張っているというのをわかっていただけの方にお配りするのが本筋じゃないかということで、今、追加してありますので、まだまだいろいろな形では使えると、このように思っているところであります。

飯館村の思いを伝えるものとしては、かなり多くの人たちから、すごいものをお配りしたねと。今、総務課長が2,000円という話はしましたけれども、誰も2,000円とは思っていないようあります。そういう意味では、制作者がかなり安く出してきていただいている。あるいは磨いてもいただいている、こういうことでありますので、そういう中で安く手に入るということですので、今回、追加させていただいて、これから使い道を考えていきたいと、こういうことがあります。

以上であります。

5番（北原 経君） そうしますと、今後、また追加になるということもあり得るということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ、考えてはいません。ただ、私も、私も、というふうに村民の方になるとなればこれは別でありますけれども、ほとんど、これだけふやしているわけでありますから、ある程度でいいのではないかなど、このように思っているところであります。

5番（北原 経君） 29ページの民家園のふるさとの修繕工事100万円、トイレと内装との工事費なんですけれども、この内容をちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 民家園の修繕工事ですが、この工事の財源については、国の加速化交付金を使うということで、今、発注に向けて復興庁と協議をしている部分もございます。その中で、交付金活用の場合は、きこりもそうでしたけれども、今ある現状のものと同等のものの改修が条件とされているという状況でございます。今回、計上されている部分としては、民家園の中のトイレ、これは汲み取り式になっている状況であります。ですので、やはり浄化槽等、あとは便座等の改修ということで、当初では、浄化槽とか、水洗とか、ウォシュレットという部分もお話をしておりますが、若干予算的に足りない部分が出てくるということと、あとは内装の部分、土壁とかいろいろ、あとは障子戸があるわけですが、その辺もちょっとレベルを上げるという意味では、なかなか交付金に該当しない部分もありますので、今回、この100万円を上げさせていただいて、それで対応していきたいという内容になっております。

以上であります。

5番（北原 経君） 当初、民家園に関して、屋根のふきかえという工事、この間もちょっとお話出てきたような気がするんですけども、それに関してはどんなふうに今なっているのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 当初のほうで、民家園の本体工事のほうは上げさせていただいておりまして、予算委員会の中でもご議論いただいたところであります。その時点でもお話をさせていただきましたが、今後の維持管理関係を考えたり、あとはカヤぶきとなる原材料、あとはふきかえをする職人の方がやはりいなくてかなり大変だという状況も聞いて

いるということで、村としては、鋼板製という形でのふきかえということで計画したところでございます。

復興庁のほうともその辺の内容について協議をしたところ、金額的、あと維持管理が今後費用が高くなるということも踏まえれば、鋼板製という部分の変更も大丈夫だということもありまして、村としては、先ほど言った維持管理の部分、あとはカヤのふきかえが今後進む中での大変さも出てくるということで、鋼板製とさせていただいたということで、今現在、鋼板製でのふきかえ、あとは民家園の改修等を行って行くという計画でおるところであります。

以上であります。

5番(北原 経君) そうしますと、修繕をこういった形ですることなんですかけれども、国の予算の関係上、トイレに関しましては予算が組めなかつたということで、今回補正に上がつたということで、再度、よろしいんでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) トイレの部分については、汲み取り式とか、そういう内容がなかなか國の方もわからない部分もありまして、若干その辺で、ちょっとウォシュレットとか、そういう部分までがなかなか認めただけなかつたという部分もありますので、今回、単独という形になるかもしれませんけれども、今後、協議しますが、そのような形で進めていきたという内容です。

5番(北原 経君) 例えば、先ほどの高野議員の屯所と同じで、やはり普通、その建物を直すとかという場合においては調査に入りますよね。調査に入つたら発注をするわけなんですけれども、やはり、当然、悪いところ、壊れているところ、修繕しなくてはならないところは、その段階で当然チェックに入って、わかつてそれを発注するわけですから、やはりこのような理由があるならば、それは理解はしたわけですけれども、今後、やっぱり、いろいろなところ、そういうものをする場合においては、追加、追加ということのないようなやはりきちっとした形で発注するということ努めていただきたいと思います。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

副議長(飯樋善二郎君) 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

(午前11時00分)

#### ◎再開の宣告

副議長(飯樋善二郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

副議長(飯樋善二郎君) 6番 松下義喜君。

6番(松下義喜君) それでは、19ページの役務費の327万円の広告料でございますが、年賀はがきを5円安くするというようなご説明等ございました。内容についてもうちょっと詳しく、どういう思いで、どういう成果を求めているのか、お聞きいたします。

村長(菅野典雄君) 全く考えていたことなんですが、郵便局のほうが二枚橋郵便局の局長さんの案内で福島郵便局東北の郵便のほうの方が来て、実は今、関西のほうで2つ、3つ、自治体の宣伝ということで、年賀状にそれぞれの思いを、広告を入れると、こうい

うものがあるのだけれども、まだ東北では全然、そちらをやっていないので、どうだろ  
なという話がありましたので、3月31日の広告もありましたが、何せこの災害の間にかな  
り多くの方たちに温かい支援をいただいているわけであります。整理はしていませんが、  
物品の応援、それから人の応援、それから支援金の応援、数にしますと多分何万というふ  
うになるんじゃないかなという気がいたします。そういう意味では、飯館村をPRするとい  
うよりは、今までの支援に対しての感謝の心を一つでも多く伝えていくということが大  
切ではないか。300万円というのは大金でありますけれども、ふるさと納税、あるいは義援  
金でそれの何十倍、何百倍ともらっているわけでありますから、その一部をやはり感謝の  
言葉に、飯館村の村民の心をやっぱり伝えていくということが大切ではないかと、このよ  
うに思いましたので、すぐにその話に乗らせていただきたいと、こういうことで、今回、  
補正予算で300万を計上させていただきました。30万印刷ということでございますの1人何  
百枚、何十枚買うかわかりませんが、その人たちが、少なくとも自分のところではなくて、  
多くの知人なり何なりに年賀状を出すわけですから、かなりの人が飯館村の思いを  
感じ取っていただけるのではないかと、そうしますと、300万以上の村の思いが伝わるので  
はないかと、このように思った次第でありますので、何とぞご理解をいただければとい  
うふうに思っております。

6番（松下義喜君） それでは、そのはがきの販売元というか、郵便局指定とか、そういうふ  
うにされるんですか。そこら辺、ちょっと詳しく。

村長（菅野典雄君） 県内一円だそうです。ということですので、それを言えばどこでも買え  
るということだと思うんですが、30万枚ですから、福島県内でどれだけが出て、そのうち  
の30万枚が何%なるのかわかりませんが、ただ、こちらとしては、できるだけ二枚橋郵便  
局に多く持ってきていただければ、皆さん方が、村民が買いやすいのではないかと、この  
ようにお話をしたところであります。

以上です。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号「平成29年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号「平成29年度飯館村一般  
会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

⑤日程第5、議案第59号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第5、議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補  
正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第60号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第6、議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第61 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第7、議案第61号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号「平成29年度飯館村農業  
集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第62号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第8、議案第62号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予  
算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決  
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。・

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号「平成29年度飯館村介護  
保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第63号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

副議長（飯樋善二郎君） 日程第9、議案第63号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」  
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号「平成29年度飯館村後期  
高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第64号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第10、議案第64号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号「館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第65号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第11、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第66号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第12、議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

副議長（飯樋善二郎君） これから議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第

「1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第67号 「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例

副議長（飯樋善二郎君） 日程第13、議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号「いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第68号 花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第14、議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号「花卉栽培・多目的広場造成工事請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第69号 復興住宅エリア造成工事請負契約について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第15、議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号「復興住宅エリア造成工事請負契約について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第70号 飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第16、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） 議案説明資料No.3に、ポンプ車の仕様並びに装備品、付属品について細かく書かれていますけれども、第1点目、車両全体として、昨年導入した第二分団の機動部の消防ポンプ車と比べて同じものであるのかどうか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 基本的な仕様は同じでございます。

2番（高野孝一君） 仕様はわかるんですけれども、納入される車両はどのようにになっているんでしょうかということです。

総務課長（愛澤伸一君） 同じ型式のものを導入する予定でございます。

2番（高野孝一君） そういう中で、昨年と比較して付属品の追加があったというような説明でありますけれども、再度、どの部分が多くなったのか、お伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 説明資料3の18ページ、19ページでございますけれども、消防団あるいは飯館消防分署等々と協議をいたしまして、昨年導入した消防ポンプ車の実態、こういったことも踏まえて追加するものがないかということで、今般、計画をいたしまして、18ページ下の表、附属品となっておりますうちの8番、中継用媒介金具、65ミリの雌・雄が2個、雄・雄ということで、連携用の金具が両方とも同じ型のものを前回は導入していなかったということで、そういった反省もございまして、今回これを追加してございます。

続きまして、19ページの15番でございます。放口媒介金具ということで、65ミリのねじ雌に、MCマルチコネクターの雄4個ということでございます。議員は既にご承知でございますが、マルチコネクターというのは、ホースの直径が違うものをそれぞれつなぐことができる種類のつなぎ込みの金具でございまして、当初、昨年は同じ大きさのもので購入しておりましたが、今回は、複数のホースの太さに対応できるようにということで、こちらに仕様を変更してございます。

それから、もう一つは、27番のスタンドパイプということでございます。こちらは地下式の防火水槽から水を引き上げる際に、垂直に給水口から下に落としてやるパイプでございます。給水用の縦型のパイプを1本導入したいということで、こちらを追加してございます。

2番（高野孝一君）　ただいま説明あった附属品については、現段階の中では必要なものというふうに理解しております。そういう中で、昨年導入した第二分団にも今後設置すべきものというふうに思っていますが、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）　現在、各分団において必要な備品の点検を行っていただいているところでございます。避難から6年たちまして、消防資材等の老朽化も進んでいるということで、背中に背負って山火事に行くジェットシューター等も一部破損が見られるということでありまして、そういうことも含めて、備品の点検を今お願いしているところでございまして、そういう点検が終了したら、また改めて予算のほうをお願いするようになろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

こちらの追加の備品についても、団のほうと協議をしながら、必要なものについて整備を進めてまいります。

2番（高野孝一君）　装備とは関連はしないんですけども、昨年導入したポンプによって、古い消防ポンプ自動車が現在も屋外に置いてあります。今後、12月までの納期を過ぎれば、古い消防ポンプ自動車が2台になります。工事等では、入札によってある程度の金額の部分を収入として見ているわけなんですが、この2台の消防ポンプ車の処分について、どのようにお考えか、お伺いします。

総務課長（愛澤伸一君）　基本的には、処分の方向で考えてございます。ちょっと時間がおくれておりますて大変申しわけございませんが、早急に処分する手続をとりたいというふうに思います。

2番（高野孝一君）　その処分の方法なんですけども、入札にするのか、丸々商店にどうぞ持つていってくださいというようなことなのか、これについて伺っているわけなんです。

総務課長（愛澤伸一君）　まだ内部で正式に決めたわけではありませんけれども、なるべく高い金額で買つていただけるような方法を検討してまいりたいと思います。

副議長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

1番（相良弘君）　今の高野議員の質問に関連するんですけども、消防ポンプ車の取得については、平成4年度に購入した車両が耐用年数が経過だということなんですねけれども、平成4年度に購入した車両についてはまだ使用するのか、それとも、どこかに処分するのかをお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君）　第一分団の現在保有しております消防ポンプ車につきましても、新しい車両が入りましたら、保管する場所もございませんし、なかなか管理にも費用がかかりますしということで、処分する方向で考えているところでございます。

1番（相良弘君）　そうすると、今の説明を聞きますと、別に平成4年度に購入した車両については処分じゃなくて、新たに今度増車ということになるわけですね。

総務課長（愛澤伸一君）　いいえ、平成4年度に購入しました現在の消防ポンプ車につきまし

ては、新しい車両が入りましたら処分の手続をとりたいということでございます。（「わかりました」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）討論なしと認めます。

これから、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）異議なしと認めます。よって、議案第70号「飯館村消防団第一分団機動部ポンプ車の取得について」の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17、議案第71号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について

副議長（飯樋善二郎君）日程第17、議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君）説明では、福島県が定める労務単価等から避難指示解除によって特殊勤務費を減額するというふうになっております。特殊勤務手当については、除染作業員等々始め、村の職員も支給されていたわけであります。とすると、県単価は、村の公共事業においても支給されているものというふうに理解しておりますが、その点はどうなっているんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）今般、道の駅「までい館」の中で、特殊勤務費について減額をさせていただくわけでありますが、その他の工事の中では特段見ているというわけではなくて、ほかの工事の中では今般のような影響は出て来ないところでございます。

道の駅につきましては、一部、トイレの部分等については、県の保有の財産ということになるようございまして、県と協議をしましたところ、建設費の中ではこれは必ず見なければならないという指導がございまして、当初の設計費の中に盛り込んで工事を進めてきたということでございます。

2番（高野孝一君）そうすると、交流センター始め、消防分署、大谷地の住宅等々がこれまでにも整備されてきましたし、現在、大谷地住宅が第2期工事中であります。そういう中で、村の工事費については、特殊勤務費、特殊勤務手当というものが算入されていないんだという部分が私には理解できないんですが、そのとおりでよろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君）特殊勤務手当の件でありますが、基本的に除染作業、電離則に従えば、当然、勤務手当は必要になってしまいます。ただ、村が発注している部分でありますと、土木工事、建築工事、多々あるわけなんですが、基本的に特殊勤務手当は発注者側の意向でという部分が一部あります。そういう部分で振り分けとしましては、土木工事、屋外で

やることに関しては基本的には特殊勤務手当を計上していた。建築等の関係については、屋内工事があるということで、特殊勤務手当をまだ除いていたというふうな経緯で来ております。今般、避難解除になりまして、4月以降については、その勤務手当がなくなつたと。ただ、いろいろな事業との絡みがありまして、やはり、その事業によっては、継続しなくてはいけない部分があるものですから、そういうことで、勤務手当が入っているもの、入っていないものというふうな形で分かれてはきております。そういう形で、土木工事、建築工事で、村としては振り分けをしながら整理をしております。

2番（高野孝一君） 確認しますと、例えば交流センターであれば、基礎工事は屋外工事になるわけなんですけれども、そういう部分については、上の部分は入っていません、下の部分は入っていますじゃなくて、建物そのものが建築工事の一体だというふうに捉えて、村では算入されていないということで理解してよろしいんですか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的にはそういう考え方で進めております。（「終わります」の声あり）

副議長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

副議長（飯樋善二郎君） 日程第18、議案第72号「人権擁護委員の任命につき同意をもとめることについて」を諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」に訂正いたします。

日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件は、同意することに決定しました。

◎日程第19、閉会中の継続審査の件

副議長（飯樋善二郎君）　日程第19、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20、閉会中の所管事務調査の件

副議長（飯樋善二郎君）　日程第20、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から学校再開に向けた学校等施設及び教育内容等の状況調査について、産業厚生常任委員長から村内営農再開状況について、分収造林の分収割合等調査特別委員会委員長から公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（旧社団法人福島県林業公社）分収造林の分収割合等の変更について、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員長からこれまでの経過と課題等の取りまとめについて、会議規則第75条の既定により閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第21、議員派遣の件

副議長（飯樋善二郎君）　日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

副議長（飯樋善二郎君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成29年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午前11時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月15日

飯館村議会副議長 飯館善二郎

同 会議録署名議員 北原、経

同 会議録署名議員 松下義吉

同 会議録署名議員 伊東 利